

# 平成26年第3回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

平成26年9月18日(木)

東洋町議会

余 白

## 平成26年第3回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場 議会議場  
開 会 平成26年9月18日(木) 9時00分宣告  
出 席 議 員 (9名)  
議長 今宮 裕明 君 副議長8番 西岡 尚宏 君  
1番 福島 登 君 2番 平山 照生 君  
3番 高嶋 俊彦 君 4番 小松 熙 君  
5番 武山 裕一 君 6番 小野 正路 君  
7番 田島毅三夫 君

欠 席 議 員 (0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町 長 松延 宏幸 君  
副 町 長 大坂 哲也 君  
会 計 管 理 者 川田真由美 君  
教 育 長 奈良崎幸一 君  
総 務 課 長 光本 速雄 君  
税 務 課 長 安岡 良仁 君  
住 民 課 長 光本 孔士 君  
産 業 建 設 課 長 伊吹真貴博 君  
教 育 次 長 藤村明美智 君  
地 域 包 括 支 援  
セ ン タ ー 事 務 局 長 蛭子 浩久 君  
総 務 課 長 補 佐 北川 晃彦 君  
総 務 課 長 補 佐 長崎 正仁 君  
税 務 課 長 補 佐 福原 良幸 君  
産 業 建 設 課 長 補 佐 小池 昭平 君  
代 表 監 査 委 員 弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 生松 克祐  
事務局職員 原田 容子

議 事 日 程

別紙のとおり

議 事 の て ん ま つ

別紙のとおり

会 議 録 署 名 議 員

1番 福島 登 君 2番 平山 照生 君

平成26年第3回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

平成26年9月18日(木) 午前9時00分開議

- [日程第1] 認定第1号 平成25年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第2] 認定第2号 平成25年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第3] 認定第3号 平成25年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第4] 認定第4号 平成25年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第5] 認定第5号 平成25年度東洋町介護サービス事業歳入歳出決算の認定について
- [日程第6] 認定第6号 平成25年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第7] 認定第7号 平成25年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第8] 認定第8号 平成25年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第9] 認定第9号 平成25年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第10] 議案第35号 東洋町いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例を定めることについて

- [日程第11] 議案第36号 地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて
- [日程第12] 議案第37号 平成26年度東洋町一般会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第13] 議案第38号 平成26年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第14] 議案第39号 平成26年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第15] 議案第40号 平成26年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第16] 議案第41号 野根地区防災活動拠点施設新築工事請負契約の請負金額の変更について
- [日程第17] 議案第42号 東洋町過疎地域自立促進計画の変更について
- [日程第18] 発議第6号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書について
- [日程第19] 発議第7号 慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書について
- [日程第20] 発議第8号 森林・林業基本計画の推進に係る意見書について
- [日程第21] 発議第9号 地域林業・地域振興の確立に向けた山村振興法の延長と施策の拡充に係る意見書について
- [日程第22] 議員派遣について

[日程第23] 閉会中の継続審査・調査の申し出について

- (1) 総務教育民生常任委員会
- (2) 産業建設常任委員会
- (3) 議会運営委員会

[日程第24] 一般質問

平成26年第3回東洋町議会定例会 平成26年9月18日 木曜日  
議事のてんまつ

議長

(今宮 裕明議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。

直ちに、平成26年第3回東洋町議会定例会を開きます。

(再開時間:9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として、決算認定9件、条例2件、補正予算4件、契約変更1件、計画変更1件、発議4件、議員派遣1件、閉会中の継続審査・調査の申し出1件の計23件、それと、一般質問であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

9月10日に総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会をそれぞれ開催し、その報告書が届いております。

総務教育民生常任委員長から、本定例会の開会日に付託を受けた陳情のうち、集団的自衛権の行使容認に基づく、軍事立法化の差し止め要求陳情書、2015年10月の消費税率10%への再引き上げ中止を求める意見書採択陳情書は不採択と、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情書、慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書は採択と、産業建設常任委員長から、森林・林業関係の意見書採択についての要請書は採択との報告がそれぞれありました。以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入ります。

日程第1、認定第1号、平成25年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

質疑について、まず、本会議で提出された全ての議案に対し、1人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式で行います。また、議会会議規則第54条の規定により、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、また、その範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできないことになっております。その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により注意し、なお、従わない場合は発言を禁止します。

次に、試行として反問権を導入します。執行部は反問する場合、反問しますと発言の上、挙手願います。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。小松決算審査特別委員長。

決算審査特別委員長 (小松 熙決算審査特別委員長)

決算審査特別委員会より報告致します。

9月10日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成25年度東洋町一般会計歳入歳出決算について審査を行いました。質疑の主な内容を報告します。なお、質疑の詳細については、報告書をご参照下さい。

まず、町税については、課税額が減少しているが、徴収が上がっていること。不納欠損処分については、原則、5年時効で処分すること。地方消費税交付金の交付仕組みについて説明がありました。また、地域の元気臨時交付金の事業について、実施事業内容と基金への積立を。国、県からの補助金については、成果内容により、補助金が減額されるとの説明がありました。

次に、防災センターの進捗状況については、28年度に建設計画。地域おこし協力隊については、現在、募集中であり、審査の結果次第、採用すること。光ケーブル整備の成果については、サーフィン大会映像を世界に配信したこと。また、今後、観光振興協会において、光を利用した事業が検討されていること。阿佐東線のDMV導入計画については、現在、基本計画を作成中であると説明がなされました。

次に、高齢者住宅事業については、継続して事業を行うこと。ひとり親家庭についての対象人数。子ども・子育て支援事業の進捗状況については、順調に進んでいるとの説明がなされました。また、鳥獣被害対策、用水路調査、側溝清掃委託内容について説明を受け、防災関連での消火栓ホースの整備状況、ボートの管理について説明がなされました。

最後に、教育関係で、児童の宿泊体験事業、教育研究会については、教員の指導力向上のため実施していること。公民館総合補償については、ケガをした場合、補償されるなどの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成、西岡、小野、高畠、平山、福島委員の5名、反対、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。



議長

(今宮 裕明議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。

これより、討論を行います。討論は、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を他の議員に賛同させることであります。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第1号、平成25年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は認定するものであります。

委員長の報告のとおり認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第2、認定第2号、平成25年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。小松決算審査特別委員長。

決算審査特別委員長

(小松 熙決算審査特別委員長)

決算審査特別委員会より報告致します。

9月10日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成25年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。質疑の主な内容を報告します。なお、質疑の詳細については、報告書をご参照下さい。

現在の償還件数や償還状況、債権継承について質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成、西岡、小野、高島、平山、福島委員の5名、反対、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第2号、平成25年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は認定するものであります。

委員長の報告のとおり認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第3、認定第3号、平成25年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。小松決算審査特別委員長。

決算審査特別委員長 (小松 熙決算審査特別委員長)

決算審査特別委員会より報告致します。

9月10日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成25年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。質疑の主な内容を報告します。なお、質疑の詳細については、報告書をご参照下さい。

国保税について、町独自の軽減措置は、現在の軽減措置の他、税額算定比率の見直しをする以外ないとの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成、西岡、小野、高島、平山、福島委員の5名、反対、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長 (今宮 裕明議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの

発言あり。)異議なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第3号、平成25年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は認定するものであります。

委員長の報告のとおり認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第4、認定第4号、平成25年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。小松決算審査特別委員長。

決算審査特別委員長 (小松 熙決算審査特別委員長)

決算審査特別委員会より報告致します。

9月10日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成25年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。質疑の主な内容を報告します。なお、質疑の詳細については、報告書をご参照下さい。

25年度末、滞納繰越額について質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長 (今宮 裕明議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第4号、平成25年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は認定するものであります。

委員長の報告のとおり認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。  
挙手全員（賛成8：反対0）であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第5、認定第5号、平成25年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。小松決算審査特別委員長。

決算審査特別委員長（小松 熙決算審査特別委員長）

決算審査特別委員会より報告致します。

9月10日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成25年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。質疑の主な内容を報告します。なお、質疑の詳細については、報告書をご参照下さい。

介護サービスの認定基準については、今後の見直しがあり、現在、検討中であるとの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（今宮 裕明議長）

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。（自席より、異議なしの発言あり。）異議なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。（自席より、なしと発言あり。）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第5号、平成25年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は認定するものであります。

委員長の報告のとおり認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員（賛成8：反対0）であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第6、認定第6号、平成25年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳

出決算の認定についての件を議題とします。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。小松決算審査特別委員長。

決算審査特別委員長 (小松 熙決算審査特別委員長)

決算審査特別委員会より報告致します。

9月10日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成25年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。質疑の主な内容を報告します。なお、質疑の詳細については、報告書をご参照下さい。

下水道維持管理費については、バッテリーの交換。新規契約件数について質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長 (今宮 裕明議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第6号、平成25年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は認定するものであります。

委員長の報告のとおり認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第7、認定第7号、平成25年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。小松決算審査特別委員長。

決算審査特別委員長 (小松 熙決算審査特別委員長)

別委員長

決算審査特別委員会より報告致します。

9月10日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成25年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。質疑の主な内容を報告します。なお、質疑の詳細については、報告書をご参照下さい。

飲料水供給施設については、一般会計上である質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成、西岡、小野、高島、平山、福島委員の5名、反対、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第7号、平成25年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は認定するものであります。

委員長の報告のとおり認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第8、認定第8号、平成25年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。小松決算審査特別委員長。

決算審査特別委員長

(小松 熙決算審査特別委員長)

決算審査特別委員会より報告致します。

9月10日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成25年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。質疑

の主な内容を報告します。なお、質疑の詳細については、報告書をご参照下さい。

観光事業データについて、観光波及データは、海の駅集客、生見駐車台数、全日本サーフィン大会時の集客データがあること。海の駅職員数、運営状況については、現在の職員数で運営対応できているが、時期によるものなどの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成、西岡、小野、高島、平山、福島委員の5名、反対、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第8号、平成25年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は認定するものであります。

委員長の報告のとおり認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第9、認定第9号、平成25年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。小松決算審査特別委員長。

決算審査特別委員長

(小松 熙決算審査特別委員長)

決算審査特別委員会より報告致します。

9月10日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成25年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第9号、平成25年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は認定するものであります。

委員長の報告のとおり認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第10、議案第35号、東洋町いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

通告してあります。何点か質疑させていただきます。

東洋町いじめ問題対策連絡協議会の条例を定めることについて、1番、このいじめという問題について、定義というのが定かでないようでございます。本人が辛いと思えばいじめになると思いますし、相手は、そう思っていない場合もある。こういう、なかなか難しい問題でございます。協議会ははじめ、周囲がアンテナを張り巡らせて、ちょっとしたことでも軽く見ないで対応していかなければいけないが、いじめとはどのような場合を指すのか、一言、説明をお願いしたいと思います。

2つ目に、第7条には、過半数の出席がなければ会議は開かないとありますが、会議中に過半数を割れば、会は中止するのか。その1項を入れておかなければ、重大な問題を審議し、採決する前に退席者が出れば困るのではないかと。そうと思いますが、答弁をよろしくお願い致します。

3番目に、11条の1及び2に調査委員会の所管として、いじめの防止



策、調査を行うとありますが、法律、医療、心理など、ほとんど町外の専門家などで構成することになるだろうと思いますが、その調査委員会がどのような防止対策を取れるのか。ぱっと対応できるのかという心配をしております。また、町外から来て、実質的な調査ができるのか。これらは、先生や現場関係者で立ち上げる連絡協議会の役割ではないのかという疑問を持っております。答弁をよろしくお願い致します。

4番目に、第17条に規定の再調査とは、どんな場合に行うのか。事前に組織しておかなければ、いざというときに専門家が揃うのか、対応が間に合うのか心配をしております。これは町長の方から任命するという事になっておりますので、町長からお答え願いたいと思います。

5番目の質疑でございます。守秘義務についての規定がありませんが、これは常識としてですね、必要ないということであったのだと思いますけれども、特に町内住民による連絡協議会だけでも規定しておくべきだと考えますが、教育委員会では意見が出なかったのか、お聞きしたいと思います。以上、5点、質疑致します。

議長

(今宮 裕明議長)

奈良崎教育長。

教育長

(奈良崎 幸一教育長)

田島議員の質疑にお答え致します。

1番目につきましては、いじめとはどのような場合を示すのか、メールなども含めるのかということでございます。これにつきましては、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。仲間はずれ、集団による無視をされる。軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりすること。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や、嫌なことをされることなど、メール等を考えております。

2番目に、第7条の過半数の出席者があれば会議が開かれるが、会議中に過半数が割れば、会は中止するという1項を入れればということでございますが、常識的には、そのようなことはないと考えております。もし、そのようなことがあれば、会に諮って進めて参りたいと考えております。

3番目に、調査委員会がどのような防止対策行為を行うのか、また、町外

から来て、実質的な調査ができるのかということですが、調査委員会の役割は、小中学校で発生した重大事態に係る事実関係の確認、調査を行います。また、必要に応じて、いじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的な見地からの審議を行うものでございます。調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、教育委員会が主体となっていく場合が考えられますが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童、生徒、または保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に、必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合については、教育委員会において調査を実施したいと考えております。連絡協議会の役割につきましては、いじめの防止等に関係する機関及び団体の情報共有を連携した取組の推進を図るものでございます。

再調査はということで、町長ということですが、私の方からも言わせていただきます。再調査はどんな場合に行うのか。調査委員会または学校が行った調査の結果について、対処または事態の発生の防止のための必要があると町長が認めたときに行うものでございます。

続きまして、5番目に、守秘義務についての規定がないが、特に町内住民による連絡協議会は規定しておくべきではないかということですが、委員は一定の常識を持たれた方々でございまして、部外秘としなければならない情報については、会議中で注意して進めていきたいと考えております。なお、どうしても必要があれば、委員会に諮って要綱を定めていきたいと思っております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

何点か再問させていただきます。

縷々、こういう問題がいじめになるということをお話いただきました。よく分かりました。ただ1つ、お聞きしておきますけれども、形にならない、例えば噂話ですよね。そういう流布というものも入るのでしょうか。こういうものはなかなか難しいと思いますが、答弁があればお聞きしたいと思います。

それからですね、このシステムをちょっとお聞き致します。まず、問題が

起こったとき、あるいは発見されたとき、明るみに出たときにですね、そのときには教育委員会へ通報して、教育委員会から連絡協議会へ行って、それから、そこで協議をして、調査委員会に行く。そして、それから、その調査委員会へ調査したものが、再度、もう一度、連絡協議会に帰ってくるのか。そして、そこで帰ってきたものをもう一度、教育委員会、それから、連絡協議会が連携して、協議して結論を出すのか、そう考えておるんですが、もし、間違っておれば訂正をお願いしたいと思います。

それから、もう1つ、万一のときにですね、まだ、これで、この連絡協議会、あるいはまた、この調査委員会で対応できないような重大な問題が起こった場合の警察介入などは考えているかどうか、お聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
奈良崎教育長。

教育長

(奈良崎 幸一教育長)

田島議員の再問にお答え致します。

噂話などについては該当するののかということでございますが、これにつきましては、噂話ということにつきましても、学校側の方を先に、いうたら、調査委員会が2つありまして、学校で調査委員会を作ります。その中で、町の方の教育委員会にもあります。その中で、噂話とか、そういう話の中では、学校の方で一応、調査をしていただくということになっております。

それと、2点目につきましても、今、言われたように、どういうふうに連携していくのかということでございますが、一番最初に考えておりますのは、連絡協議会というものは、情報を共有していく中で、学校の方に、校長様方に、関係方に委員になっていただいて、その中で、どういうふうな、こういう形で、自分の学校につきましては、こういう形で、今のところ、そういうことはありません、こういうことはありませんとかいう形ではありますが、他の委員さんから、こういう情報がありましたよと言われれば、そういうふうにお話していくと。ただ、その代わりに、調査委員会ということにつきましては、生徒及び住民、それに保護者、だいたい、こういう形の中で一応、学校へ訴えがあるのか、教育委員会にあるのかの中で、一番最初に動くところは、学校の方の調査委員会が先に動きまして、その中で、教育委員会の方がやっぱり、先ほど言いましたように、教育現場の方では支障を来すとか、いろいろな情報がありますので、その中でやっぱり、教育委員会の調査委員会の方でや

るべきものであるというふうに考えております。

もう1点につきましては、警察の介入につきましてはということになります  
が、これにつきましては、今のところ、対処の方に入ります、調査の方で。そ  
の中で、警察にお願いせないかんとところが出てくる可能性もありますので、  
連絡協議会に警察を入れるのか、調査委員会の中に警察関係者を入れる  
のか、またこれは、今から考えていきたいと考えております。どちらにして  
も、両方、どちらかに警察関係者を入れる考えを持っております。以上で  
ございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

よく分かりました。1点だけ再々問させていただきます。

問題はですね、このようにして、組織をかつちりして、そして、対応してい  
く。しかし、これは全国でもよくやっておると思いますが、なかなかこれは実  
行されずにですね、周囲が気付かなかったり、あるいは気が付いても対応  
が遅れたり、また中途半端だったりしてですね、最悪の事態がよく起こっ  
ているんですよ。こういうことが起こらないためにも、教育委員会、協議会、  
調査委員会、それから、父兄さん、生徒さんも交えてですね、そういう連携  
をしていく体制をかつちり作っていただくべきだと思いますが、考えがあれば  
お聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

奈良崎教育長。

教育長

(奈良崎 幸一教育長)

田島議員の再々問にお答え致します。

連携につきましては、今、言いましたように、連絡協議会という形を取りた  
いと思っておりますが、それ以前に、学校内の中では、そういう防災関係  
の、どういふふうに起きたときには、どうするのかということ全部、連携して  
おります。その中では、地域住民の情報とか、それに対して民生委員さん  
の介入とか、いろんなことの中で、いろいろ連携していく中で、警察も入れて  
やっていきたいと考えております。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第35号、東洋町いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第36号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

今の35号で、一緒に質疑しようと思っていたんですが、分けてということでありましたので、35号、6号、別にさせていただきます。

自治法203条の2の職員の報酬及び費用弁償の額についてということについて、1点だけお聞きしたいと思います。この報酬は、その他の特別職、農業委員会や、あるいは教育委員会以外のものはですね、これは会長6千円、それから、一般委員さん5千円ということは決定しておりますが、今回の場合ですね、遠いところから、町外、県外から来てくれることになるんですが、弁護士や司法書士など、町外の人に依頼しなくてはならない調査委員の日当が5千円では、例えば旅費が出るといえども、やり手がないのではないかと心配をしております。対応があればお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

奈良崎教育長。

教育長

(奈良崎 幸一教育長)

田島議員の質疑にお答え致します。

弁護士や司法書士などが、町外の調査委員の日当が5千円では、やり

手がないのではないかとということでございますが、これにつきましては、私もそう思って、いろいろと考えておりましたが、県教育委員会から事前に、高知弁護士会、高知県医師会、高知県臨床心理士会、高知地方法務局安芸支所等に、市町村等が設置する組織への参画の協力依頼がされております。報酬につきましては、安芸郡の市町村も、通常の委員報酬でお願いするとお聞きしております。本町も通常の委員報酬でお願いしたいと思っております。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第36号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第37号、平成26年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

8件、通告してあります。ちょっと番号の順番が替わったものがありますが、ご容赦下さい。順番にページ数を追いながら質疑させていただきます。

14ページの県東部博覧会イベントパンフレット、カタログ費用27万5千円についてお聞きしたいと思います。27万円、安いか、高いか分かりませんが、掛けて、イベント用ポスターやカタログを作ると思いますが、この博覧会に町として、どのような目的、態勢で挑むのか。イベント参加はグループか、個人参加か。他町のように販売ブースを構えて、町特産品の販売やアピールなどを行うなら地場産品が必要だが、そういうことも考えているのか。総経費はいくらを見込んでいるのか。これを1番目の質疑としてお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課  
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

それでは、田島議員の質疑にお答え致します。

東部博覧会のイベント、パンフレット、ポスターの費用についてですが、事前にですね、実施計画書をお配りしてたと思いますが、その中にですね、開催意義、開催目的を記載しております。9市町村が、その合意によってですね、開催することとしておりますので、また、ご参照していただきたいと思っております。

今回の補正予算はですね、東洋町が実施主体となるイベントの広報予算です。実施時期は平成27年5月から6月ということもあり、新年度予算では、広報や周知等の期間が短いため予算計上しています。実施団体については現在、検討中です。東洋町が行うイベントについてはですね、9市町村で構成する高知県東部地域博覧会推進協議会の中で審査、決定が行われています。その中で、地域イベントとしては、海辺のOYOBAREと題して、ゴールデンウィーク期間の1日を白浜の緑地公園で海の駅とタイアップし、東洋町で捕れた食材を、その場で炭火で焼いて食べていただく。また、サーフィンやパドルボード、こけら寿司づくりの体験メニューも計画しております。これらを通じて東洋町を感じていただけたらという考えでございます。また、東部博覧会のコアイベントとしては、東洋町サーフィン選手権大会&スペシャルライブが決定をしております。例年6月に行われている東洋町サーフィン選手権大会に音楽イベントを組み合わせたものです。その他にも、誰もが参加できるミニイベントも企画をしていきます。また、サーファー以外の方にも来ていただけるようなライブの出演者を現在、検討中です。具体的な予算計上は決まっておりませんが、計画案の段階では地域イベント、海辺のOYOBAREは230万円。そのうち、東部博の補助金としては100万円。その他は自主財源です。また、コアイベントとして、東洋町サーフィン選手権大会&スペシャルライブでは310万円として、そのうち、東部博の補助金は200万円。その他は自主財源等々としております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

1、2点、再問させていただきます。

北川村、それから、安芸、室戸がメイン会場になると聞いております。当初、聞いたときには、東洋町はインフォメーションといいますか、案内的な役割を果たしたいと、こう聞いておりました。今、課長が言われた、こういうイベントについては、これは、どのような大会の博覧会の中でのイベントになるのか、それとも町独自が補助金をいただきながら運営していくものになるのか。ちょっと、それ1点、お聞きしたいと思います。

そして、もう1つですね、こうした県外イベントには積極的に打って出ると、地元でそういうことをするのもいいんですけども、この頃、よくやっておりますね、あちこちで県主催のイベントがありますが、そういうものにもやはり、この東洋町として打って出ていくと。品物を持って行って売る、また、イベントしていく。こういうことも、これから大事になってくるんですよ。そういうためにもやはり、地場産品の実演販売できるような態勢を作っておかなくてはいけない、こう思いますが、こういうことも考えておられるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課  
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

それでは、再問にお答え致します。

このイベントについては、9市町村の中でですね、各市町村が行う地域イベント、それと、コアイベントといたしまして、9市町村の中で、何箇所か認定したものを実施する。それと、事前にやるプレイベントとオープニングイベント等がありまして、全部、高知県東部地域博覧会推進協議会という組織で決定をしていっています。先ほど言われた、地場産品の販売等に関してですが、そういうものには、この中には入っておりません。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。今の1件は、これで終わりですね。

暫時、休憩します。再開は10時15分。

(休憩時間:9時55分)

再開します。



(再開時間:10時15分)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

2番目の質疑をさせていただきます。

14ページでございます。東洋町の地域活性化プラン支援事業費550万円について、その内容をお聞きしたいと思います。この町単独事業は、町が80パーセント負担して、住民が20パーセントを個人負担すると、そういう事業でございますが、県地域づくりの支援事業と全くメニュー的には同じなんですよね。26年度の県予算は、まだ200万円ぐらい残っていると聞いておりますが、なぜ、この2分の1の補助の出る県地域づくり支援事業を使い、残りの2分の1を町が負担するという、タイアップ事業にしなかったのかということをご説明願いたいと思います。

それから、町単独事業なのに、なぜ、もっと、こう分かりやすく書いてくれなかったのかなど。この第9条の2などは全く分かりませんが、簡単に説明をよろしくお願い致します。

それから、3番目、第11条の3の使用や譲渡、廃棄などの禁止規定は、廃業や死亡などの場合はどうなるのか、亡くなったりした場合ですね。もし、町長の承認も得ず、行ったときにはどうなるのか。そここのところを説明願いたいと思います。

それから、4番目になりますが、11条4項の場合、処分しようとしても売れなければどうするのか。全部か一部を町に納付するとありますが、全部と一部の違いは、何を基準に判断、あるいは誰が決めるのか、お聞きしたいと思います。もし、受益者が返納しなければどうなるのかまで、お聞きしたいと思います。

それから、5番目になりますが、第16条には、町は補助事業の遂行状況の報告を求め、必要な調査を行うとありますね。これは、どの補助金要綱にも全部、出ています。契約書にも、全て町がやる分については出ておりますが、間伐事業のように問題があるのを知りながら、調査を実施せずに事件になったときに、町はどのような責任を取るのか。そここのところをお聞きしたいと思います。以上、5点です。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員の質疑にお答え致します。

まず、550万円についてでございますが、行政報告でも触れておりますように、県版のですね、地域づくり支援事業費補助金の要綱を参考に致しまして、今回、規模はですね、10分の1程度の縮小版での、町単独の東洋町地域活性化プラン支援事業の補助要綱を新たに制定したものでございます。毎年度の予算の範囲内でアイデアでありますとか、活性化策への取組を少しでも支援していきたい、人材の発掘にもつなげて参りたいと制定を致したものでございます。今回の550万円の予算額の根拠と致しましては、本年度は既に下半期しかございませんので、4事業の補助金の限度額の総額として計上させていただいております。県の要綱も、セットでの活用もできるものには適用して参りたいというふうに考えておりますが、県事業の要綱は単年度事業でございまして、また、単年度の期間のみの要綱となっております。現在の要綱はですね、27年5月31日をもって効力を失うとなっておりますので、毎年度、この制度があるのかどうかは分かりません。本年度は2件、利用している団体があるとお聞きしましたので、町としてもできるだけ個人負担額を軽減したい、支援したいとの考えから、毎年度の予算の範囲内で町単独事業として、今後も継続した支援要綱としたいために、町として年度期間を設定せず、新たに制定したわけでございます。県との違いにつきましては、県補助金は県下全体の市町村を対象としているために、個人への対象事業とはしておりませんが、起業に関しましては、町として個人も自主的に取組まして、必要と認められる事業計画であれば、少しでも支援していきたいと、対象要件を個人にまで広げております。補助限度額は県の10分の1程度でございますが、補助率に関しましては、県は2分の1でございますが、今回、町は予算の範囲内で80パーセント以内までの補助率で運用していきたいというふうに考えております。簡単に言えば、10万円の事業であれば、8万円まで限度額として適用できるということでございます。この補助率80パーセントは他の機関、つまり、国、県等からの補助金も受けられる場合も想定を致しまして、その補助金額を控除したのちの金額に適用するとしておりますので、例えば100万円の事業費の場合、県が2分の1で50万円、のちの残りの50万円に80パーセント以内で補助をしますので、10万円の負担で済むということになります。町単独でも、一部は2割必要とはなりますけれども、この点にはですね、やる気のある方なら通常の5割負担ではなく、2割程度の負担で済むところからも、使い勝手

のよい点だと思っております。町をですね、元気にする様々なアイデアや、その取組に期待したいと思っております。

2点目の消費税のことでございますが、確かにですね、分かりにくいと思っておりますが、1事業単位に置き換えますと、最大でも250万円までが補助対象費用の限度額となるために、ほとんど一般的には関係がないものと考えておりますけれども、万一、消費税を納入するような場合が発生するような申請も想定をしての規定でございます。消費税の仕入税額控除の規定を残したところでございますが、通常の一般的な小さな事業や、住民の取組についての申請には関係がないものと考えております。周知につきましては、予算可決をいただければ、直ちにインターネットへの掲載や10月での広報等でも、チラシ等で周知していきたいというふうに考えております。

3点目につきましてはですね、仮定の話でございますので、その都度、検討していきたいというふうに考えております。

4点目のところはですね、備品等のことを指しておりますので、申請者の売買商品のことを指しているものではございません。

5点目もですね、仮定の話でございますので、その都度、判断を致します。

その他、550万円以外のご意見につきましては、一般質問でお答えしたいと考えております。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

そういう答弁でございます。1、2点お聞きしておきます。

この今いう、2番目についてはですね、この件だけではなく、やはり、なるべく簡素に、簡潔にということは心掛けていただきたいと思っております、こういう要綱をする場合はですね。

それから、この事業は既に希望者があって対応したものか。これ1点お聞きしたいと思います。ちょっと気になることがありますので、お聞きしたいと思います。それとも、新規募集事業なのか、純然たる新規募集事業なのか。もし、これが今年度、1件で200万円という、あるいは100万円ということが出ておりますが、もし、不足した場合はどうするのか。補正を予定しているのかどうか。

それから、もう1点、こういうことは住民周知をきちんとしなければいけな

いと思いますが、どのような周知する予定か、お聞きしたいと思います。

それから、町長答弁の中にありました、これは4番目で質疑させていただきます。以上、これで終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答えを致します。

周知の件でございますが、当然にですね、町単独事業につきましては、予算がですね、否決されれば周知をすることもできませんので、予算の可決を待って周知していきたいというふうに考えております。それと、(議席より、周知の方法を聞いているんですと発言あり。)先ほど述べましたとおり、インターネットでも掲載致しますし、10月のチラシに間に合わせたいというふうに考えております。

それとですね、県の事業のことでしょうか。(議席より、それは、次の4問目と、何しますんでと発言あり。)はい、分かりました。(議席より、希望者があってやったものなのか、あるいは新規なのかと発言あり。)この件につきましてはですね、県の事業を利用するというお話を、県の支援員からいただきましたので、その要綱というものを自分もいただきました、どのような事業なのかということですね。これは町単独にも使えるというふうに感じましたので、準備をしてきたところでございます。

議長

(今宮 裕明議長)

田島議員、これでいいですか。引き続き、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

議長からそう言ってくれましたので、ちょっと質疑させていただきます。

ちょっと気になったのはですね、県の補助金プラス町の、このプランでやった場合ですね、県が2分の1、町がこれから80パーセントということですが、この県が2分の1出たら、町は30パーセントで済むということなんです。だから、今回の分も200万円については、まだ残っておるから、それを使ったらどうでしょうかという質疑やったんです。これは、もう1つ、4番目に同じようなのが出ておりますので、そちらで質疑させていただきます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

3番目の質疑に入ります。

ページ15、台風時の見舞金80万円について、その用途あるいは内容についてお聞きしたいと思います。説明では、床上浸水被害、これは12戸と言われました、3万円。床下被害32戸でしたかね、1万円出すと説明がありました。この被害者数は全戸調査の上、統計したのかということをお聞きしたいと思います。どのような統計によって出た数字なのか。小池、河内の被害地以外の人でも浸水被害を受けながら、報告しなければいけないことも、見舞金が出ることも知らなかった人もいるのではないかと、現におられます。そういう被害者にもチラシやマイク放送、あるいは、そういうもので見舞金の出ることを周知するべきではないのかということでございます。これをお聞きしたい。それから、全壊、半壊とありますけれども、この基準は、どこで判断するのかという、どれを取って判断するのかお聞きしたいと思います。

それから、2つ目になりますが、この要綱は、今回限りだと聞いております。被害基準を明確にして、常時、予算計上しておき、住居だけでなく、差し掛けや自動車、施設や船など、漁業、農業等の被害の対象とならないのか。例えば、今回、裏山の立木が倒れて、屋根が破損した野根の例などは対象にならないのかという質疑でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

光本速雄総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

それでは、田島議員の質疑にお答え致します。

ページ15の台風の見舞金80万円についてでございます。1ですが、1につきましては、被害の数につきましては、被害者からの報告と町職員の調査による被害の数であります。予算額の内容につきましては、内訳につきましては、床上浸水で12件分、36万円。床下浸水で44件分、44万円。合計80万円の予算を計上しております。今回の台風11号、12号によりまして、被害を受けました被災者に対しまして、東洋町の災害時見舞金支給要綱を策定しまして、支給をしようとするものであります。また、被害の報告がされ

ていない方につきましても、今からでも報告をお願いしたいと考えております。被害を受けられました方につきましては、これから申請をしていただきまして、民生委員さんの意見を聞きまして、調査等をしまして、支給の決定をしたいと考えております。それから、広報につきましても、10月の広報のようにチラシを入れて周知をしたいと考えております。全壊、半壊の基準はということでございます。全壊につきましては、住家が滅失したもの、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70パーセント以上に達した程度のもので、または住家の被害額が、その住家の時価50パーセント以上に達した程度のものでしております。また、半壊につきましては、住家の損害が甚だしいが修繕すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満のもので、または住家の被害額が、その住家の時価20パーセント以上50パーセント未満のもので規定をしております。次に、床上浸水につきましては、浸水が住家の床上に浸水したもので、土砂の堆積のため一時的に住居することができないものとしております。床下浸水につきましては、床上浸水に至らない程度に浸水したものとしております。

2番目に、漁業や農業などに支給を拡大してはとのことですが、今回は住居の建物が対象としておりまして、倉庫、事務所、店舗等は対象外としております。今回の台風で被害のあった方に見舞金として支給するものでありまして、農作物や施設、営業用に助成するものではありませんので、ご了承をお願いします。また、この要綱につきましては、今年度限りのものでありまして、国や県の制度ができましたら、その中で考えていきたいと考えております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

4番目の質疑をさせていただきます。

先ほどの2番と重複するところがあるか分かりませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。県地域づくり支援事業補助金211万1千円の事業内容について聞くということですが、どのような事業に補助されたのか、また、県補助金50パーセントのそれぞれ、聞いておるのは、2つの事業が申請されて対応されると聞いておりますが、それぞれの予算額とい

いますか、予定額をお聞きしたいと思えます。それから、先ほどの2番と同じでございますが、住民さんはこの事業もですね、町地域活性化プランも全く知らなかった、もちろん予算を通さなければ広告はできませんけれども、しかしながら、既に、こういうことを申請しておる人がおるといことなんですよ。そういう意味からいえば、やはり、もう少し事前に、こういう事業があるといことは知らせてあげて欲しかったという考えを持っております。先ほども言いましたけれども、今年度の県補助金は、まだ200万円ぐらい残っていると聞いております。なぜ、このときに2つの事業を受けたときに、もう少し幅を広げて、この200万円を全額使って対応できるぐらいの、そういう対応をしてあげなかったのかという疑問を持っております。他の希望者も募れば、他の応募者もたくさん出たのではないかと、そういう思いを持っております。例えばですね、少なくとも申請の上がっている野根奥地区の産品集荷事業等は、これに該当したのではないかと、こう思っておりますが、お答えを願いたいと思えます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

小池産業建設課長補佐。

産業建設課  
長補佐

(小池 昭平産業建設課長補佐)

それでは、私の方から県地域づくり支援事業補助金211万円1千円の事業内容について説明させていただきます。

1つ目の、どのような事業に補助されたのか、それぞれの補助額を聞くということです。現在、2件の計画が上がっておりまして、1件につきましては、魚を活用した加工品の製造、販売をするために、高性能の冷蔵庫、冷凍庫等を購入するもので、事業費は約200万円の予定です。補助額は100万円を予定しております。もう1件につきましては、地元の女性グループが開催している朝市で、購入した商品を食べたり、地元住民や観光客の交流の場となるような憩いの場を整備するものでありまして、事業費は約22万円を予定しており、補助額は111万円を予定しております。なお、両事業とも事業費の増減により、補助額が今後、変更することもございます。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

答弁漏れでしょうか、そのとも拒否。やってくれるか。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答え致します。

県支援事業と町単独の場合の違いですが、住民や団体等がですね、主体的に事業実施主体として取り組むことが前提としての要件としております。今回の町単独事業の場合でございます。町が事業実施主体とする事業ではないということでございます。県事業の場合は、市町村も実施主体となれるわけでございますが、実施主体が町以外でも、町の予算を通す必要がございます。ご指摘の集出荷場ですかね、この件につきましては、ご質疑の中には、申請が上がっているというふうに記載はされておりますけれども、私は計画も、実施主体も承知しておりません。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

この今いう、集出荷事業については、地域住民さんとの協議をしております。しかし、それは以前から、それが決まり次第にやってもらうということでありました。こういうものに私が質疑した趣旨というのは、そういうものに対して、町がどうですか、今回、こういう補助事業があるが、これを使ってやってみませんか。どうでしょう、至急、住民さん等で話し合いをして下さいというような打診があってもよかったのではないかと趣旨でございます。答弁は要りません。

5番目の質疑に入ります。18ページになっておりますが、河川海岸津波高潮危機管理対策事業4万円、それから、併せて質疑させていただきますが、甲浦港の海岸陸こうの常時閉鎖推進事業5万5千円について、併せてお聞き致します。今回の災害において、河内地区小池川の宮の裏の水門が、開閉が、いざというときにですね、開閉ができる人がいなくて困ったと聞いております。河川海岸津波高潮危機管理対策事業とは、町内、各水門の管理、開閉業務の委託費用になるのかお聞きしたいと思います。もし、違うなら、



各水門管理はどのように行っているのかということも、できればお聞かせ願いたい。

2つ目になりますが、甲浦港の海岸陸こうの常時閉鎖推進事業5万5千円は、どこと、どこを常時、閉鎖しているのか。他の町では、陸こうの閉鎖は、危険だから放置するということも増えておりますが、甲浦港の場合はどうなっているのか。他の陸こうは、いざのとき閉鎖するのか。その管理者が決まっておれば、どのような管理体制になっているのか、説明を求めたいと思います。以上、2点、よろしくお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

私の方からは、河川海岸津波高潮危機対策事業4万円について、ご説明致します。

これは県が事業主体で、管理する海岸に津波避難看板を設置する事業でありまして、それに対して町が事業費の10パーセント負担する予算となっております。それと、甲浦港の陸こうの閉鎖については、これも県管理でございまして、陸こうについては、基本的に閉鎖をするということに方針が決まっているようです。それに伴っての負担金ということになります。(議席より、常時、閉鎖と発言あり。)はい。(議席より、普段はと発言あり。)普段も開きません。コンクリートとかで。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

常時というか、完全に閉鎖するということは聞きました。これは、漁師さんが船の管理するというようなところまでは入らないんでしょうね。どの部分なのか、全部の陸こう数があって、そのうち、どのぐらいを常時というか、完全に閉鎖するのか、もし、数字が上がっておればお聞かせ願いたいと思います。そして、できれば甲浦港湾の、この今いう、陸こう部分については、どうするのかという説明をお願いしたいと思います。(自席より、甲浦港とは、どこに書いてあるのかと発言あり。)いや、併せて質疑させてもらいます。

議長 (今宮 裕明議長)  
続けて下さい。

7番議員 (田島 毅三夫君)  
町貸付修繕料214万7千円について、お聞きします。  
これは何軒分を予定しておるのか。それで、どこの家か。この家の個人名までは聞く必要ありませんが、地区名ぐらい教えてもらいたい。そして、どのような修繕をするのか。また、貸付対象者は決まっているのか、お聞きしたいと思います。これは1問目です。  
そして2つ目に、町が借りてですね、修理して貸し出すという、そういう契約なのか。もし、そうであれば、家主と町、町と家主の契約内容をお聞きしたいと思います。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)  
光本住民課長。

住民課長 (光本 孔士住民課長)  
それでは、田島議員の質疑にお答え致します。  
この町貸付住宅修繕料の関係ですけれども、これにつきましては、この8月の台風12号と11号の影響によりまして、風水害により被害を受けた町営の住宅を修繕するものです。最も被害が大きかったのはですね、以前は室戸高校甲浦分校教員住宅であったところの3世帯、これが床上浸水の修繕をします。次に、甲浦駐在所裏にある住宅、3世帯ありますが、一部、瓦が飛んだとか、ガラスなどが割れたということがありますので、その修繕をするところです。続いて、野根中村にある旧の県職員住宅の雨戸が破損したとか、また、宮ノ西にある戸建て住宅があります、5軒。その一部で樋が破損したということで、民間の住宅の話ではございません。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫君)  
町観光、企画課の方からですね、2軒の、そういう貸付住宅の募集がありましたね。それと、うちは勘違いしておりました。その募集をしたものを修理

して、その今いう、町外移住者等に貸し出す分やと勘違いしておりました。申し訳ございません。

それでは、7番目の質疑に入らせてもらいます。老朽住宅除却事業補助金400万円について、お聞きしたいと思います。避難路、左右のですね、これは、今年もだいぶ増えております。予算、増えておりますけれども、津波震災対策に対する、今いう、避難路に危ないものを優先的に除却すると、こう聞いておりますので、お聞きしたいと思います。避難路、左右の空き家の危険家屋の除却というものは、この避難路確保の上からも重要だと思います。しかし、所有者からの申請がない場合、この事業で町の方から除却の要請はできるのか、お聞きしたいと思います。この1点です。

議長

(今宮 裕明議長)

光本孔士住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは、老朽住宅除却の関係についてお答え致します。

老朽化が著しい物件で、近隣に何らかの被害が及ぶとか、そういう今、言われましたような避難の問題もあると思いますけれども、近隣住民等から要請があれば、現地を確認した上で、所有者に対して、補助金もあるので取壊をしませんかという文書は送らせていただいております。ただし、これについては、強制力はありません。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

強制力はない、一応、通知はしていると、こういう答弁でございますが、私が聞いたかったのはですね、もし、万が一、その今いう、避難路の左右に建っている空き家の老朽住宅が倒れた場合には、避難の態勢といいますか、行動が、活動ができなくなるという心配があります。そういう意味で質疑しているんですが、自主防災組織に任してあるというふうに聞いておりますけれども、この事業で老朽住宅除却による避難路の安全確保を何とかしてあげて、できないかと、そのために町の方が、そういう、その、どういたしますか、相手からの要請を待つのではなく、強制ではありませんよ。やはり動いてあげるべきではないかという質疑でございますが、そういう考えがあれ

ば、お聞かせ願いたいと思います。その中で、自己負担ができないという方も出てくると思いますが、こういうことについても、また今後、これは考えていかなければならない問題だと思いますが、そういうことも検討事項に入っておるのかどうかだけ、お聞きしたいと思います。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)  
光本住民課長。

住民課長 (光本 孔士住民課長)  
再問の方にお答えしたいと思います。まず、建物の除却については、どうしても所有者からの申請を待たざるを得ません。勝手に個人の物件を取り壊すことはできませんので。それと、費用の問題ですけれども、自己負担については、400万円については、関係しないと思いますので、お答えは控えたいと思います。

議長 (今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫君)  
もちろん、本人からの申請がなければいけないということは分かります。ただ、私が言ったのは、そういう、やはり震災のために、これはどうしても危険だということになったときには、申請がなければ、このまま放置するかという心配をしているわけですよ。そのことに関して、今回の工場の毒物も結局、搬出をやったというようなことも、また関係してくるのではないかという心配をしておりました。以上です。

それから、8番目の質疑に入ります。

災害対策本部設置が200万円と管理職特別手当が48万円計上されておりますが、それについて、お聞きしたいと思います。12号、11号、台風時の対策本部設置費用として職員の時間外手当と管理職の特別手当と、そういうものでございますが、延何人で、何時間分か、時給いくらの計算で、こういう金額が出たのか、まず、お聞きしたいと思います。

それから、2つ目の質疑になりますが、今回の被害のとき、町担当職員にですね、被害復旧のために町が10人、20人ぐらいを雇用して、応援してあげたらどうかと提案しました。そのときにボランティアでやってほしいと言われましたが、住民がですね、泥にまみれて、お互いに助け合い、ボランティ

アとしてやっている中で、町職員は仕事として対策本部に詰めて、普段の残業手当よりも多い時給で、248万円も収入しているのは納得できないという趣旨でございます。それこそ、特別非常事態と受け止め、全職員が住民同様、ボランティアとして対応するのが公僕精神ではないかと思うんですが、答弁、お聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
北川総務課長補佐。

総務課長補佐

(北川 晃彦総務課長補佐)  
質疑にお答えします。

災害対策本部設置についてですが、まず、1についてですが、台風12号、11号合わせまして、管理職員延45人、45回となっております。管理職特別手当は、平日以外の休日及び祝祭日において、勤務1回につき8千円で、6時間を越える場合には1万2千円となっております。一般職員につきましては、延133人、890時間となっております。なお、時給につきましては、各職員の給与額と勤務に従事した条件により異なっておりますので、個々に算出が必要となります。

続いて2番目ですが、災害対応については、各担当部署における役割を職務として従事させております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

そういう答弁になると思いますけれども、少し聞いていただきたい。私がお阪に居たときにですね、大きなスピーカーを持っていた職員さんがいたんですよ。そして、その友達が、市から頼まれて淀川の河川敷で大きなイベントがあったときには、それを持ち込んで1日中、つきっきりで。

議長

(今宮 裕明議長)  
田島議員、本件に関係ありませんので。

7番議員

(田島 毅三夫君)

これを言わないと分からないから、ちょっとだけ説明、説明ですから。

それを何年かやっていたんですが、あるときにですね、自分らはボランティアで持込までしてやっているのに、職員さんが給料をもらっていたということが分かって、もう、一遍に止めてしまったという経緯を聞いております。そういうことで、結局、今回のこともですね、住民さんがお互いにボランティアで助け合っているのにですね、職員が有給で指揮しているのは納得できないと、こういうことなんです。これは確かに、補佐が言われたように、そういう規定の基にやっておるといのはよく分かりますが、今回、こういうことが1つの例として、この規定をもう一遍、見直してやっていくというような考えはございませんか。町長にお聞きしたいと思います。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)  
一般質問のような質疑でございますが、一応。  
今般の台風はですね、土、日、土、日ということでございましたので、職員参集人数も懸念されたわけでございますが、避難勧告の準備が必要と判断した時点ですね、全職員の招集を指示したところでございますので、女子職員にもですね、参集をしていただきました。このため時間外も膨らんでおりますけれども、大豊町はですね、今回の補正で、職員の時間外手当1500万円という補正をしております。そういうふうな規定もございますので、お気持ちは分かるわけでございますが、職員もボランティアでというような内容だと思っておりますが、そういうようなことも今後は必要になってくるとは考えますが、土、日、土、日という対策本部の部分での、今回は時間外でございます。ご理解を願いたいと思います。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)  
他に質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。反対討論ですね。7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫君)  
町長は、なかなか人間的にも成長されて、こんなことを言ったらいきませんが、答弁も今後、検討もせんといかんと、こうきておりますので、この反対

討論をしようか迷ったんですけれども、まず、この時点で反対討論をさせてもらっておきます。

災害対策本部設置及び管理職特別報酬の支給に対する反対討論でございます。質疑でも主張しましたが、町主体者、住民が財産を失い、あるいは心身に多大な苦痛を被っているのに、その復旧の指揮を執るための職員報酬は認められないというのが考えでございます。住民が苦しんでいるときには、職員も公僕として、ともに苦勞すべきであり、立場が代わっていたらどう思うか。公僕の責務と使命をよく自覚していただいて、住民同様、ボランティア活動で奉仕するよう求めて、この災害対策本部設置費用及び管理職特別報酬支給には反対し、討論とします。今後、町長の方から、ああいう答弁がございましたので、是非、検討していただきたいと思っております。よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

賛成者の討論はありませんか。反対者の討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第37号、平成26年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第38号、平成26年度介護保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第38号、平成26年度介護保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第39号、平成26年度東洋町簡易水道事業特別会計

補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。  
暫時、休憩します。

(休憩時間: 11時01分)

産業建設課長が着席するまで待機。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間: 11時03分)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

この第39号、簡易水道特別会計について、1問だけ質疑させていただきたいと思います。

大斗、奥河内水源調査委託業務費200万円についてでございます。これは現在、谷の水を引いているのを安全、衛生のために井戸を掘削して取水する、そのためのボーリング調査費用と聞いております。この井戸を使ってですね、震災時の飲料水供給を行えばいいというのが、私の考えでございますが、そのための施設設置の適否の調査も、今回の調査項目に入っているのかだけ、1点、お聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

それでは、田島議員の質疑にお答え致します。

今回の調査内容には、田島議員が言われる、震災時の飲料水の供給施設等の適否の調査は入っておりません。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

なぜ、調査項目に入れなかったのかという疑問を持っております。せっか





ば100万円もあれば取水できるのではないかと、そう考えております。財政が厳しいから事業はできないという前に、余分な支出を控えるように知恵を絞らなければならない、こう提案して、反対討論としておきます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

賛成者の討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)反対者の討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第39号、平成26年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第40号、平成26年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第40号、平成26年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第41号、野根地区防災活動拠点施設新築工事請負契約の請負金額の変更についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第41号、野根地区防災活動拠点施設新築工事請負契約の請負金額の変更についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員（賛成8：反対0）であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第42号、東洋町過疎地域自立促進計画の変更についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。（自席より、なしと発言あり。）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。（自席より、なしと発言あり。）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第42号、東洋町過疎地域自立促進計画の変更についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員（賛成8：反対0）であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、発議第6号、軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書についての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。1番、福島登君。

1番議員

（福島 登君）

発議第6号、軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第14条の規定により議会に提出を致します。本日提出であります。提出者は私、福島登。賛成者は、今宮裕明、小野正路、高島俊彦の各議員であります。

本件は、東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。9月10日に委員会を開催し、慎重に審査した結果、採択すべきと決しましたので、意見書を提出致します。趣旨説明を致します。

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や転倒等により頭部に衝撃を受け、脳内情報伝達を担う軸索の神経線維が断裂するなどして発症する病気で、高次脳機能障害による記憶、理解及び注意力の低下などの意識障害、半身まひなど、複雑かつ多様です。

しかしながら、この病態は外からでは分かりにくく、職場や学校などにおいて理解されず、また、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが

多く、働けない場合、経済的に追い込まれるケースもあるのが現状です。

国は、これらの現状を踏まえ、医療機関をはじめ、国民、教育機関への啓発、周知、また労災認定基準を改正するよう、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣他、議長、大臣に意見書を提出するものであります。なお、意見書案については、お手元に配布してありますので、ご参考いただき、ご審議をお願い致します。以上で、趣旨説明を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第6号、軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、発議第7号、慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書についての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。3番、高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦君)

発議第7号、慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第14条の規定により議会に提出する。本日提出であります。提出者は私、高島俊彦であります。賛成者は、小野正路、今宮裕明、福島登の各議員であります。

本件は、東洋町議会議員からの求めにより、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。9月10日に委員会を開催し、慎重に審査した結果、採択すべきと決しましたので、意見書を提出するものであります。趣旨説明を致します。

先に行われた参議院選挙区選挙に係る1票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者

の多い都道府県選挙区に加配するという座長案が示された。

しかし、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる1票の格差が問題となることはなく、これはおのこの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。

選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で、選挙制度のあり方を議論すべきである。1票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から論議を行い必要に応じて制度改革を行うよう、地方自治法第99条の規定により、両院議長に意見書を提出するものであります。なお、意見書案についてはお手元に配布してありますので、ご参考いただき、ご審議をお願い致します。以上で、趣旨説明を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第7号、慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、発議第8号、森林・林業基本計画の推進に係る意見書についての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

発議第8号、森林・林業基本計画の推進に係る意見書について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第14条の規定により議会に提出します。本日提出であります。提出者は私、田島毅三夫。賛成者は、小松熙、西岡尚宏、平山照生の各議員であります。

本件は、東洋町議会に意見書採択の要請があり、産業建設常任委員会に付託されたものであります。9月10日に委員会を開催し、慎重に審査し

た結果、採択すべきと決しましたので、意見書を提出するものであります。趣旨説明を致します。

多極分散型の国土形成の必要性が四全総で謳われて久しい時間が経過しておりますが、中山間地域の再生に向けたさまざまな施策の拡充は論を待ちません。我が国においては、大部分が中間地域に位置しているため、林業の振興を図ることで、人口流出防止のダムの効果を果たすことになると考えております。

よって、森林・林業基本計画に基づく森林・林業の再生、森林整備の推進と、地球温暖化防止森林吸収源となる森林の拡大・機能向上に必要な森林整備加速化・林業再生基金事業の継続と予算確保、民有林における森林経営計画の定着に向けた集約化促進に対し、さらなる支援の拡充を図ること。また、公共建築物等木材利用促進法に基づく地域材の計画的供給体制・販売体制の確立を図ること。

国の事業発注は、事業体の育成・確保の見立てに立った入札制度に見直し、地元企業などに対する優遇措置を講じること。また、適正な整備が進まない森林は、水源林造成事業による公的森林整備の拡充を図り、集約施策が困難な森林については、全額国費による予算措置を講じること。

国有林野事業は、公益重視の管理経営を一層、推進しつつ、民有林への指導とサポートを通して地域貢献を果たせる体制の確立を図ることなどを実現するよう、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣他、各大臣、両院議長に意見書を提出するものであります。なお、意見書案については、お手元に配布してありますので、ご参考いただき、ご審議をお願い申し上げます。以上で、趣旨説明を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第8号、森林・林業基本計画の推進に係る意見書についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、発議第9号、地域林業・地域振興の確立に向けた山村振興法の延長と施策の拡充に係る意見書についての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。2番、平山照生君。

## 2番議員

(平山 照生君)

発議第9号、地域林業・地域振興の確立に向けた山村振興法の延長と施策の拡充に係る意見書について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第14条の規定により議会に提出する。本日提出であります。提出者は私、平山照生。賛成者は、小松熙、西岡尚宏、田島毅三夫の各議員であります。

本件は、東洋町議会に意見書採択の要請があり、産業建設常任委員会に付託されたものであります。9月10日に委員会を開催し、慎重に審査した結果、採択すべきと決しましたので、意見書を提出するものであります。趣旨説明を致します。

山村の経済力と住民の福祉向上を図り、地域格差の是正と国民経済発展寄与を目的として、昭和40年に山村振興法が制定され、政策支援が行われてきた。

しかし、山村を取り巻く環境は、農林業の低迷や就業機会の減少、過疎化・高齢化等の課題を抱え、厳しい状況にある。山村振興法の期限が平成27年3月末に切れることから、山村地域の振興や地域林業の確立、雇用の確保、若者定住等、一層の施策拡充に向け、山村振興法を延長し、都市と山村の較差是正対策に加え、地域山村が果たす多面的機能の発揮に係る国の責務を明確にし、対策を講じること。

林業・木材産業の振興による地域林業の確立、就業機会の増大と雇用確保及び若者定住に向けた条件整備を位置づけ、対策を講じること。

再生可能エネルギー対策の推進を通じた雇用創出、原木買取価格保証等の制度化を図ること。

地域林業の指導者の育成・確保及び林務担当職員の配置に向けた支援措置を講じること。

林業事業体従事者、若者の定住対策として、所得補償を行うための林業就業給付金(仮称)の制度化及び住居に関する自治体の優遇措置への支援を講じることなど実現するよう、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣他、各大臣、両院議長に意見書を提出するものであります。なお、意見書案については、お手元に配布してありますので、ご参考いただき、ご審議をお願い致します。以上で、趣旨説明を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います  
が、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なし  
と認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第9号、地域林業・地域振興の確立に向けた山村振興法  
の延長と施策の拡充に係る意見書についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決  
されました。

日程第22、議員派遣についての件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、議会会議規則第128条の規  
定により、お手元に配布したとおり、平成26年9月24日、安田町文化セン  
ターにおいて、安芸郡町村議会議長研修会、並びに、平成26年11月7  
日、高知県民文化ホールにおいて、第55回四国地区町村議会議長会研修  
会にそれぞれ議員派遣したいと思えます。これにご異議ありませんか。(自  
席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しまし  
た。

日程第23、閉会中の継続審査・調査の申し出についての件を議題としま  
す。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会  
運営委員会委員長から、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

ここでお諮りします。それぞれの委員長からの申し出により、閉会中の継  
続審査・調査に付することに、ご異議ありませんか。(自席より、異議なしと  
発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第24、一般質問を行います。

質問時間は、1人40分以内、答弁時間も40分以内とし、一問一答方式  
で行います。また、反問権について、執行部は反問する場合、反問しますと  
発言の上、挙手願います。質問の通告が5名ありました。それでは順次、こ  
れを許します。

初めに、小松熙君、件名は、8月の災害について、他2件であります。答



弁者は町長他となっております。小松熙君、質問を始めて下さい。

4番議員

(小松 熙君)

8月の集中豪雨で床上浸水した家屋が、東洋町でも12軒発生しました。その後、20日に起こった広島の土砂崩れで、規模の違いにより、関心はそちらへ移った気もしますが、東洋町でも被害は甚大であります。床上浸水した場合、畳ほか、いろいろな物を廃棄して、新調しなければならないが、そのためには相当のお金が掛かります。先ほど決定した見舞金は結構なことだと思います。高知県は、無利子の貸付金を9月議会で決めるようですが、それが決まれば、各被害に遭われた方に周知をお願いします。それと、今後、豪雨、高潮に対する対策を考えて欲しいと思います。以上。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

小松議員にお答え致します。

本町には、災害時の見舞金制度が存在しない状態でしたので、今回、他町村の状況も調べまして、要綱を設置致しました。床下浸水は、対象外の自治体がほとんどでございますけれども、本町初めての豪雨被害ということでございますので、今年度は床下浸水も見舞金の対象としたところでございます。また、ある県では、県が3億円、市町村が3億円を拠出致しまして、合わせて6億円の基金を設置して、国の制度とは別に、単独制度の支援金として、県下一律に対処しているところもございます。しかし、家屋の全壊に20万円、半壊15万円、床上浸水10万円のみとなっております。このように各県によりまして、様々でございますので、保険制度の問題でありますとか、個人の財産との兼ね合いもあるということであろうと思います。多額の支援金となっていないことが実情のようでございます。予算質疑にもございましたけれども、今回の本町の見舞金制度は、あくまで見舞金としての性格でございますので、他町村の見舞金額も参考にしながら、時限的なものとして本年度の災害のみに適用することとしております。今後、高知県に新制度ができましたら、その適用や他県の制度も参考に、町の制度もその都度、新たに作り直していきたいというふうに考えております。また、豪雨対策等につきましては、土砂災害対策や高潮対策も含めまして、県と連携して、その対策や見直し点につきましても協議をしているところでござ

いますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)  
小松熙君。

4番議員 (小松 熙君)  
私どもが今まで経験した雨量で、時間雨量100ミリ超すのは最近なんです。聞くのも。地球温暖化のせいか、何か昔と様子が変わった、この集中豪雨というのが、各地で起こっております。これは単に東洋町だけではなくて、全国的なものでございますので、国、県と協議しながら、そういう豪雨でも実際に起こり得るんですから、対策できるような方法を考えていただきたいと思います。

それでは、2番目に移ります。8月にドクターヘリを呼んだ急患がありましたが、ヘリはB&Gへ下りたと聞きました。理由は進入路がガタガタで、患者の輸送に使えないそうです。早急に進入路の舗装をお願いします。せっかく作ったヘリポートであるので、有効活用できるよう改善をお願いします。

議長 (今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)  
お答え致します。

ヘリポートの件ですが、ご指摘の件はですね、押野公園が悪天候による視界不良のために着陸を断念したというふうに聞いておりました、近くのB&Gグラウンドに着陸をしたというふうに聞いております。このヘリポートの活用についてでございますが、確かですね、小松議員からは、私の就任時の初議会だったと思いますが、即、ヘリポート建設のご提言をいただいたというふうに記憶しております。そこで、検討したいとの答弁を出しました。しかし、その実現までに3年間を要してしまいましたけれども、様々な理由もございまして、議会議員の皆様方には、ご理解をいただいているものと思うところでございます。現在はご承知のとおり、隣にですね、備蓄倉庫の建設を実施致しているところでございます。災害時には、自衛隊や国土交通省四国整備局の支援基地として活用されることとなっております。昨日もですね、四国整備局のヘリ、アイランド号の離着陸訓練があったところでございます。ヘリポートの完成直後には、町負担の町事業ではなくて、国によ

ります、つまり、自衛隊によります進入路の整備ができないものかと考えてきたところでございますが、非公式ではございますが、打診を致しましたところ、現状道路でも十分に活用できるとの見解でございましたので、このためです、来年度には緊急、救急時にも利活用できるように、町単独で進入路の舗装改良工事をしなければならないというふうに思っております。財源的に有利な方策を検討しているところでございます。また、町と致しましては、用地提供していただきました場所につきまして、以前、取得時にも申し上げて参りましたけれども、将来的には、財政事情の許せる範囲で順次、防災拠点の基地として、多面的に有効活用するための整備を図っていきたいとの考えでございますので、中長期的なご理解もお願いしたいところでございます。以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)  
4番、小松熙君。

4番議員 (小松 熙君)  
それと、進入路の一部が私有地と聞いたんですが、その分も購入できるようにお願い致します。

次、いきます。早いもので、松延町政ができて3年半が来ようとしております。前町長が大変な人だったので、町政是正のために相当の月日が掛かったと思います。1期4年では期間が少なすぎて、松延町長が目指す町政は確立できないのではないかと思います。もう1回、2回でもよいんですが、出馬して、松延町政を確立していただきたいが、いかがでしょう。

議長 (今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)  
お答え申し上げます。

特異なですね、町政が続いてきたあとの4年間でございますので、修復期間と位置づけまして取り組んで参りました。その3年半が来たところでございますけれども、長いようで短いような、様々な後始末の期間であったとも実感をしているところでございます。これまでに、町民間のしこりの解消と、また普通の行政の再構築、県や近隣市町村との有効な関係を取り戻す等に重きをおきまして、行政組織のあるべき体制づくりと、その運営方法に

多くの時間と労力を費やして参りました。本月9月2日には、県知事との意見交換会がございましたけれども、東洋町と県との関係も、行政機関同士の本音の言える関係がやっとできましたとのご発言もいただいたところでございます。また、無期延期になっておりました知事の正式訪問の日程も、本年12月中に何とか実施したいとの意向をいただきました。現在、日程の再調整をしているところでございます。これまでの町行政からは、3年前の駐車場収入につきましては、町に取り戻しまして、また、海の駅の手数料収入も、失われていた貴重な財源でありまして、一旦、町直営とすることで、明確に町会計の収入として参りました。過去の本町の取組として、当たり前であった町収入の回復には、多くの時間を要してきたわけでございます。町行政機構につきましては、議会に付すべき人事案件に対しまして、議員の皆様との全面的な協力もいただいて参りました。このことは、あるべき普通の行政組織の回復に期待をいただいてきたということでございます。改めて感謝を申し上げる次第でございます。また、行政内部の町職員の緊張感が緩んできたのではないかとのご指摘もいただいてきたところでございます。反省もしているところでございます。

現在の時代情勢でございますが、ご承知のとおり、全国的に人口激減時代を迎え、国家的危機となっている現状でございます。やっと、国も地方創生、地方活性化に本格的に取り組むという姿勢を打ち出したばかりでございます。その政策に一層、注視をしまして、本町の財源確保につなげていく必要性と、若い方々の知恵を引き出し、地域の活力を生み出すための独自の取組が重視されると考えるところでございます。まだまだやるべき多くの課題が山積しております。その様々な課題解決に向けましては、この3年半、国や県との良好な関係の継続が必要不可欠であると再認識をしてきたところでございます。近隣市町村との連携を一層、重視し、町内外に確固たる安定的な行財政の確立に努めていく必要がございます。これまで培って参りました経験を活かしながら、やり残した事案に引き続き、身命を賭して、町政運営に傾注をして参りたいと考えております。今後とも皆様方の適切なご指導と、更なるご理解を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)  
4番、小松熙君。

4番議員

(小松 熙君)

微力ながら私も応援しますので、よろしく頑張ってください。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

小松熙君の質問が終わりました。

ここで昼食のため、休憩を致します。再開時間は1時30分とします。

(休憩時間:11時50分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:13時30分)

続いて、平山照生君の質問を許します。件名は、8月2日の大雨による被害状況の検討と今後の具体的な対策の件について、他2件であります。答弁者は、町長他となっております。平山照生君、質問を始めて下さい。

2番議員

(平山 照生君)

午前中にも、この8月の豪雨の関連の話がありましたが、私からちょっと質問させてもらいます。

小池川の堤防の内側、特に角廻からと鍋シ湖からの合流地点から下側は、草木が生い茂り、また、かなりの土砂も堆積しており、水の流れをかなり悪くしております。今回の小池、原地区の浸水は、これが原因で引き起こされたのではないかと話す者もおります。現状改善について、町の今後の方針の説明を求めます。

もう1つ、旧甲高職員住宅でも家屋浸水があったと聞きました。河内川でも農協支所付近で越流を起こしております。冠水対策、具体的には排水施設の点検、冠水のおそれのある低い土地の洗い出しなどについて、現状、どのようにされておるのか、説明を求めます。

議長

(今宮 裕明議長)

北川総務課長補佐。

総務課長補佐

(北川 晃彦総務課長補佐)

私の方からは、1番目の大雨の現状と今後の対策について説明させていただきます。

原因につきましては、1時間に最大93ミリ、12時から18時までの6時間で313ミリという、短時間に集中的な豪雨を記録しており、このことが大き

な原因と考えられます。対策としましては、小池川及び河内川は、高知県の管理河川となっておりますので、担当課を通じて川底に堆積した土砂の浚渫や堤防のかさ上げなど、要望していきたいと考えております。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)  
それでは、私の方から、②の排水施設の新設等についてですが、先ほど北川課長補佐が申し上げたとおり、河内河川についてはですね、県管理となっておりますので、今後、関係機関と協議して、要望も行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

議長 (今宮 裕明議長)  
2番、平山照生君。

2番議員 (平山 照生君)  
先ほどの説明でも、小池川は県の管理下にあるということですが、町としましても、県への常日頃からの通報が、草木が生えているとか、土砂が溜まっているとかいうふうな通報が十分でなかったという、責任もあると考えられます。今回の小池、原地区の家屋浸水が人災であると言われたいように、今後の対策を期待します。もう1つ、近年の災害が一般に言われているように想定だらけです。対策も考えづらいと思いますが、低い土地には水が溜まるのは自然なことです。特に甲浦は低い土地の多いところですが、今回のような豪雨に対して、ポンプなんかで排水を行うことも、長期的に検討されることを期待します。

次に移ります。台風か、豪雨か忘れましたが、8月の災害で水路の暗渠部分が土砂で詰まり、これを除去するために消防が持っているポンプを貸してもらえないかと土木業者が町に依頼したところ、一般人には貸せないと断られましたが、それなりに措置をして、貸し出すことはできないのかお聞きします。

議長 (今宮 裕明議長)  
大坂副町長。

副町長

(大坂 哲也副町長)

平山議員の質問にお答えを致します。

消防団に配備をしている備品等につきましては、有事の際に使用する目的で保有、保管をしておりますので、原則、訓練以外の使用は認めておりません。ご理解を賜りますようお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

2番、平山照生君。

2番議員

(平山 照生君)

分かりました。

次に、請負代金の支払いの件ですが、町は業者などに請負代金等を支払うため特定の日を決めて、月に3回支払うとされているということですが、業者の資金繰りだけでもないんですが、そういうこととか、便宜性とかを手助けするためにも、随時、支払を行うことができないのか、説明をお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

大坂副町長。

副町長

(大坂 哲也副町長)

平山議員の質問にお答えします。

お手元にですね、支払日のカレンダーということで、8月、9月の支払日を示した資料を添付してありますので、それをご覧いただけたらと思います。支払日につきましては、土、日、祝祭日の関係もあります。現在、支払日はですね、1カ月に6日設定をしております。基本的には9、10、19、20、30、31を支払日としております。原則、口座振替での支払をしておりますが、指定金融機関への口座振替請求書の提出期限もあり、本町財務規則第39条第4項では、支払命令書、これを支払予定日の5日前までに会計管理者に送付しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではないと明記をされております。工事代金などはですね、支払防止遅延法を準用致しまして、契約書等により時期を約定したものは、検査後、適法な請求書を受理した日から40日以内、時期を約定していない場合は、請求書の受理日から15日以内に支払を行っております。伝票処理、決裁、精査して金融機関への提出期限などを考慮していただき、ご理解、ご協力をお願い致します。なお、財務規則にもありますように、緊急の場合はこの限りではありませんの

で、担当課若しくは担当者までご相談いただければと思います。以上、よろしくお願ひ致します。

議長 (今宮 裕明議長)  
2番、平山照生君。

2番議員 (平山 照生君)  
分かりました。なお、担当者にもできるだけ速やかに手続きされるようお願ひします。これで、私の質問を終わります。

議長 (今宮 裕明議長)  
平山照生君の質問が終わりました。

続いて、福島登君の質問を許します。件名は、災害発生が予測される場合の情報発信と避難場所の開設等について、他5件であります。答弁者は、町長、副町長、課長、課長補佐となっております。福島登君、質問を始めて下さい。

1番議員 (福島 登君)  
議長、質問の機会をいただき、ありがとうございます。早速、質問に移らせていただきます。

質問1の1つ目として、災害発生が予測される場合の情報発信と避難場所の開設等についてでございます。近年の急速な自然環境の変化が懸念される状況において、地震、津波への備えに加え、暴風雨等の災害への備えも重要になっております。住民の皆さんは、日頃より新聞、テレビ、インターネットで、これらの情報を得られていますが、東洋町役場から発信される情報は、住民の生命や財産に関わる最も重要で身近な情報でございます。そこで、災害発生が予測される場合の避難準備情報、避難勧告、避難指示の情報発信の判断基準や、避難場所開設の判断方法等についてお聞きを致します。

2つ目に、災害発生時の避難場所の運営等についてでございます。各地区に避難場所を設けていますが、大規模災害が発生した場合、各避難場所の運営については、行政と連携した住民の方々の自主的な運営が必要になると思います。説明会や準備会等の開催についてお聞きを致します。よろしくお願ひします。



議長

(今宮 裕明議長)

長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

福島議員のご質問にお答えを致します。

まず、1点目の災害発生が予測される場合の情報発信と避難場所の開設等についてでございます。町の方はですね、住民の生命または身体を災害から保護するとともに、被害の拡大を防止するために、気象台や高知県が発表する気象情報を目安に、災害の発生のおそれがある場合は避難の誘導を実施しまして、避難所を開設することとなっております。避難情報を本町では現在、IP告知放送ですとか、携帯電話やスマートフォンに音声で流れるエリアメールを活用しまして、住民へ周知をしているところであります。避難情報の目安としましては、まず、土砂災害警戒避難基準雨量というものが発表された場合に、避難準備情報を発令致しまして、次に、土砂災害警戒情報、あるいは大雨特別警報などが発表された場合は、避難勧告を発令するようにしております。更には、土砂災害緊急情報というものが発表された場合には、避難指示といったものを発令することとしております。基本的には、避難勧告と避難指示を発令する場合には、避難所をセットで開設することとしておりますが、避難準備情報の下で自主的に避難をされる場合でも、開設を、その辺は柔軟に対応しております。

続きまして、2点目の災害発生時の避難場所運営等についてお答えを致します。南海トラフ地震をはじめとします大規模災害が発生した場合の避難所運営につきましては、まずは、職員によりまして指定避難所の開設、運営を実施することになりますが、長期化することが予想されますことから、福島議員のおっしゃるとおり、住民による自主的な運営が必要となって参ります。避難所運営についての研修会をとのご提案ですけれども、現在、高知県が大規模災害に備えた避難所運営の手引きというものを作成しております。その手引きが完成しましたら、職員も当然ですけれども、住民の方を対象としました研修会を計画していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登君)

国のガイドラインに基づいた情報発信の判断基準などを含む、避難防災計画などを話し合う防災会議が、間もなく開催されるとお聞きを致しております。今回、床上浸水が発生したのが大潮でもなく、満潮時でもありませんでした。高潮、満潮が重なっていけば、更に大きな災害になる可能性があります。今回、現場対策に奮闘した消防団の方々の情報や、浸水の事例を話し合い、今後の防災対策に生かす必要があると思います。間もなく開催されるとお聞きしている防災会議で十分に議論が交わされ、防災対策につながることを期待致しまして、次の質問に移ります。それと、避難場所の開設等についてですが、執行部や県の関係機関、社会福祉協議会にご協力をいただいて、避難場所の運営等を学びたいと考えております。説明会等、勉強会などの開催を今後、よろしくお願い致します。

2つ目の質問に移らせていただきます。その前に申し訳ございません。表題を一部、訂正をよろしくお願い致します。危険急傾斜地の部分を土砂災害危険区域と改めていただくよう、よろしくお願い致します。質問に移ります。東洋町内における危険急傾斜地の現状と、県が指定する土砂災害危険区域の指定数や、今後、指定が必要と思われる急傾斜地の有無をお聞かせ願います。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

福島議員の質問にお答え致します。

急傾斜地の指定及び管理等については、県管理となりますが、室戸事務所の方に確認したところですね、東洋町内にある急傾斜地崩壊危険箇所は、現在69箇所、そのうち、急傾斜地崩壊防止区域に指定済は17箇所、土石流危険渓流は49箇所ありまして、そのうち、砂防指定地、指定済は27箇所となっています。なお、詳細については、県防災砂防課となりますので、よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登君)

このことに関連して、先日、県下広域にわたり、未指定の危険箇所が存在するとの新聞報道もございました。調査指定は県の役割ですが、市町村には、住民に対して危険の周知や警戒避難態勢の整備が求められています。県と十分、連携して、取組を加速させることをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

質問3と致しまして、生見ヘリポート横に建設中の備蓄施設についてでございます。8月の豪雨の際に、土砂流出で一時、国道55線水床トンネル出口が通行止めになりました。室戸方面も同時に通行止めになった際には、陸の孤島となる可能性が十分あります。そこで、現在の備蓄状況と建設中の備蓄施設の建設の状況及び完成後の備蓄計画についてお聞きを致します。

議長

(今宮 裕明議長)

長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

福島議員のご質問にお答えを致します。

まず、備蓄の状況についてですけれども、本町におきましては、防災資機材の備蓄は進んでおりますけれども、食料品、飲料水の備蓄につきましては、ゼロの状況でございます。現在、建設中の防災備蓄倉庫ですけれども、隣接します防災ヘリポートとともに、大規模な災害により本町が孤立した場合を想定した物資輸送の活動や、医療活動の核となります防災拠点施設としまして、10月中、もう完成間近となっております。備蓄倉庫完成後は、食料品、飲料水の確保に努めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思っております。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登君)

備蓄について、今後は、各地区の避難場所を災害発生時に利用する、住民の自主的な飲料水などの数日間の備蓄も進むと思われませんが、避難が長引いた場合、備蓄については、行政がある程度、備蓄しておく必要があると思っております。予算が伴うことですが、取組を進めていただくことをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

4つ目について、小池橋、小池中橋の耐震補強の工事についてでございます。着手が遅れている、この工事について状況をお聞き致します。

議長 (今宮 裕明議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)  
質問4の小池橋、小池中橋の耐震補強工事についてですが、現在、入札の準備を進めておりまして、10月下旬発注を予定としております。河川工事については、渇水期、11月から2月が実施となっておりますので、その関係で入札が遅れていますので、ご了承下さい。

議長 (今宮 裕明議長)  
1番、福島登君。

1番議員 (福島 登君)  
この耐震補強工事については、今年度、完成できるように、早期着手で取組をよろしくお願い致します。

次の質問に移らせていただきます。質問5と致しまして、税の徴収等についてでございます。税の徴収等については、これまでも本会議で質問をして参りました。最近の取組として、納税に関しての冊子を町独自で作成し、広報に折り込むことや、町のホームページへの税関係のページを追加したこと、中学校での租税教室の開催など、執行部や関係機関、真剣な取組が多く見られます。そこで、平成25年度の税の徴収結果と今後の取組についてお聞きを致します。

議長 (今宮 裕明議長)  
安岡税務課長。

税務課長 (安岡 良仁税務課長)  
それでは、福島議員のご質問にお答えを致します。  
まず、平成25年度の町税の徴収結果についてでございます。平成25年度の町税全体、現年課税分と滞納繰越分を合わせた徴収率は、対前年度3.2パーセント増の82.3パーセントとなっております。次に、国保税でございますが、現年分と滞繰分を合わせた徴収率は、対前年度2.4パーセン

ト増の53.3パーセントとなっております。この国保税の徴収率は現在、県下では、ダントツに低い徴収率の状況となっております。

次に、平成25年度の現年課税分の徴収率を税目ごとにご報告を致します。個人住民税では、対前年度1.4パーセント増の98.1パーセント、固定資産税では、対前年度0.4パーセント増の97.2パーセント、軽自動車税では、対前年度0.8パーセントの96.6パーセントとなっております。また、国保税の現年課税分は、対前年度1.9パーセント増の91.5パーセントとなっております。現年課税分、滞納繰越分とも、平成24年度と比較をしますと、徴収率は若干ですが、上昇しておりますが、依然、高知県下最下位の状況が続いております。この高知県下最下位の状況から脱出をするため、平成25年度は更なる徴収の強化を図るため、いろんな滞納処分を行っております。平成25年度に実施を致しました滞納処分と致しまして、金融機関での預貯金等の差押、それと、保険会社での生命保険の差押、解約、また、年金機構での年金等の差押、また、民間会社での給与等の差押。それと、南国香南香美租税債権管理機構との合同捜索等々の滞納処分の実施を致しております。この滞納処分によりまして、ある一定、効果は出ておりますが、市を除いた町村レベルでの徴収率を比較致しますと、本町の徴収率は、大幅に低い状況が、現在も続いております。

次に、今後の徴収の取組等についてでございますが、現在、悪質な滞納者、払えるのに払わない方、資力のある方ですが、その方に対しましては、引き続き、滞納処分、差押等を平成26年度以降も行って参ります。更に地方税法第48条によります、県による個人住民税の直接徴収、過払金に着目を致しました滞納整理なども含めて、現在、検討致しております。今後、更なる徴収強化を図っていきたいと思っております。しかし、滞納者の方には、いろんな事情により払いたいけど払えないという方もおられます。その方に対しましては、税務課の方に、納税相談にお出でいただいて、払えない原因をお聞き致しまして、税の方で、納得できる滞納原因をお話をいただいた場合には、今後の納税方法も含めまして、滞納者と一緒に考えていきたいと思っております。滞納者の方からのご相談がなければ、税務課では個別の払えない事情が分かりませんので、払いたいけど払えない方につきましては、そのまま放置をせずに、特に納税相談にお出でいただきたいと思っております。また、正当な理由でどうしても払えない原因が明らかである場合は、ただ、いたずらに時効中断措置を取るだけの対応は、滞納額の増加を生み出すこととなります。今後、こうした方につきましては、地方税法第15条の7によります執行停止などの滞納整理も今後、検討していき

いというふうに考えておりますので、よろしくお願い致します。

議長 (今宮 裕明議長)  
1番、福島登君。

1番議員 (福島 登君)  
関係職員の方は大変な職務だと思いますが、公平な納税の実現に向け、今後も取組をよろしくお願い致します。

次の質問に移ります。最後、6つ目の質問として、全国学力、学習調査の公表についてでございます。この調査に関する国の実施要領で、教育委員会及び学校による調査結果の発表については、教育上の効果や影響等を考慮して、適切に判断するよう求められているとお聞きを致しております。平成26年8月25日付で、高知県教育長の公表に係るコメントが発表されていることも踏まえ、東洋町の調査結果についてお聞きを致します。

議長 (今宮 裕明議長)  
奈良崎教育長。

教育長 (奈良崎 幸一教育長)  
それでは、全国学力、学習状況調査の公表についてでございます。本町の小中学校は、ともに全国及び県の平均正答率よりも下回っております。小学校では、国語A、B、算数A、Bとも、全国、県よりも低い。中学校では、国語Aはやや低い、国語Bはやや高い。数学はA、Bとも低くなっております。本年度は、小中学校とも基礎学力が少し低く、また、活用する力に課題があります。調査結果の分析、検証し、課題等を踏まえて、事業の改善や家庭学習の指導を適切に行うことなどにより、学力の向上を図っていきたいと考えております。なお、数字につきましては、町、教育委員会では公表しないし、学校ごとの公表も考えておりません。以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)  
1番、福島登君。

1番議員 (福島 登君)  
教育上の影響などを考慮した教育長のご発言だったと思います。また、依然として課題が残っているというのも事実だと思います。ただ、質問紙の

調査からは、児童、生徒の学習習慣の定着などが見られ、先生方の学力向上に取り組む意識も高まっているという、結果も出ているということで、県の公表にはございます。学力、学習調査もさることながら、東洋町においては、保護者や関係者に対して行っているアンケート等の結果も踏まえ、生活習慣や道徳の教育などにも今後、力を入れていただきたいと思います。教育委員会と校長会の連携も深め、これらを取り組んでいただけるよう、よろしくお願い致します。少し長くなりましたが、これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長

(今宮 裕明議長)

福島登君の質問が終わりました。

続いて、高島俊彦君の質問を許します。件名は、東洋町地域防災計画書について、他4件であります。答弁者は、町長他となっております。高島俊彦君、質問を始めて下さい。

3番議員

(高島 俊彦君)

それでは、質問に入らせていただきます。よろしくお願い致します。

東洋町地域防災計画書について質問致します。この計画書が最初に来上がったのが、平成9年9月であり、今から17年前であります。時々修正して、手直しはしていると思うんですが、その当時と比べれば、人口は半減、南海地震対策、地球温暖化による台風の大型化、ゲリラ豪雨による浸水被害への対策、新しく盛り込むところが多分にあると思いますが、現在、修正中とのことですので、それについて、4つほど質問致します。

1、新しい防災計画書はいつ頃、出来上がるのか。

2つ目について、8月の台風時に野根奥三部落では、電話回線の断線により連絡が取れなくなり、孤立状態になったと聞いているが、そのようなときの対策も盛り込まれているのか。

3つ目に、防災会議は、どのようなときに誰が招集し、会を持つのか。

4と致しまして、出来上がった計画書は、我々議員にも配布してくれるのか。以上、4つお聞きします。

議長

(今宮 裕明議長)

長崎総務課長補佐。

総務課長補佐 (長崎 正仁総務課長補佐)

佐

高島議員のご質問にお答えを致します。

事前に通告がなかったのが3点ほどございましたけれども。まずですね、東洋町地域防災計画、予算もいただいて委託も出しているところなんですけれども、本町の地域防災計画は改訂中でございます。ただですね、先日9月8日の高知県の防災会議が開催をされまして、県の地域防災計画の修正が承認されましたことから、災害対策基本法に基づきまして、本町も今月末を目標に東洋町防災会議を開催しまして、修正をする予定となっております。主な改訂内容としましては、まずは東日本大震災を踏まえた地震、津波対策の抜本的強化と、南海トラフ地震特別措置法施行に伴いまして、本町が推進地域の指定を受けたことによりまして、南海トラフ地震防災対策推進計画の作成を追記した内容となっております。

それから、8月の豪雨時のときに、停電、町内何千世帯、何百世帯か影響が出ておりまして、奥三地域の孤立をした場合の、連絡が取れない場合の対策をということでございますけれども、奥三地域の大斗、川口、真砂瀬につきましては、孤立対策と致しまして、衛星携帯電話の設置をですね、来年度から計画をしておるところです。孤立対策というのも作成をしております。

続いて、防災会議の開催時期についてということですが、防災会議というのは、地域防災会議計画、うちの町だったら、町の防災計画を見直す場合に、町長の方が条例で定められた委員を招集して開くんですけれども、開催するタイミングとしましては、国の方が、防災基本計画というのがあるんですけれども、そちらを見直しをして、次に都道府県、うちでしたら、高知県庁が高知県の地域防災計画の見直しをして、そののちに市村町の方が見直しをすると、そういったルールになっております。

4番目ですけれども、地域防災計画の配布をしていただけるのかということですが、当然ですね、東洋町の防災計画ですので、議員の皆様方だけではなく、広報ではお配りできないんですけれども、ホームページ等で公表もして、周知をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

3番、高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦君)



それでは、再問致します。

今の答弁により、長崎さん、防災会議というのは、防災計画書を見直すときだけの会議ですか。もう一度、お聞かせ下さい。

議長 (今宮 裕明議長)  
長崎総務課長補佐。

総務課長補佐 (長崎 正仁総務課長補佐)  
何らかのですね、国の防災基本計画というのは、国の中央防災会議というところが策定するようになっているんですけども、その場で見直す、でも見直されるに当たっては、それなりの災害の原因等々があると思います。最近でいうと、東日本大震災を受けてだとかというのがあったと思いますけれども、国が計画を見直して、次に都道府県が見直して、その次、それに準じて市町村の方も見直すという手順となっております。(議席より、ホームページではなく計画書そのものは議員に回してもらえるのかと発言あり。)冊子でお回しします。出来上がりましたら、よろしくお願ひします。

議長 (今宮 裕明議長)  
3番、高島俊彦君。

3番議員 (高島 俊彦君)  
分かりました。防災計画書が出来上がったら、我々議員にも回してくれるということで、どうかよろしくお願ひ致します。

続きまして、2つ目の質問に入らせていただきます。原及び河内地区の浸水被害について、原因と対策について質問致します。今回、8月の台風時、東洋町の浸水被害は、床上、床下、ハウス、その他諸々合わせて70軒位の家が被害を被っております。1つ目に、原因の調査は終わっているのか。

2つ目に、今後の被害対策はどのように取り組んでいくのか、質問致します。

議長 (今宮 裕明議長)  
北川総務課長補佐。

総務課長補佐 (北川 晃彦総務課長補佐)

佐

質疑にお答え致します。

原及び河内地区の水害原因と対策についてということですが、平山議員への答弁のとおり、関係機関と協議や要望を行っていきたいと考えております。よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

3番、高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦君)

それでは、再問致します。

同僚議員が質問しましたので、その答えは今のような答えでしたが、まず、自分の調査では、原地区であります。鍋シ湖のため池に上がって行く入口ですね、山下建設があるんですけど、その横の川の氾濫、それが水田である田んぼを埋め尽くし、原地区に流れ込んで、これが原地区が浸かった最大の原因だと聞いております。また、見てきてもおります。もし、この川が氾濫しなければ、もう少し浸水被害は軽減されたはずでございます。対策とし、山下建設横の道を堤防代わりにかさ上げできないものか。それが1つ目です。

また、河内地区浸水被害については、通称、お岩の上ですね、お岩の上の川の氾濫、その水が河内地区に入って道を通り、流れ込んだのが最大の原因だと、地元の人から聞いております。昔はこの水が流れ込んだ場所ですがね、堤防代わりに石垣が積まれ、まけたときに氾濫を食い止めるというような形になっていたそうです。その石垣が、まだ一部、残っております。また、その川の対策として、水が入ってきた所を擁壁で囲み、車が入って行く所を開ける。そこは緊急時、こういうときですね、角落としか、土のうを積んで遮断する、こういうことは検討できないのか。

3つ目に、両地区の河川であります。川の中に雑木などが多分に生え、今回のようなゲリラ豪雨の際には、流木がそれへ詰まって、川の氾濫の原因の1つにもなっていると思います。これも県土木に早急に改修要請をお願いしてもらいたい、それができるものか、できないものか。この3つについてお聞き致します。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課 (伊吹 真貴博産業建設課長)

長

それでは、私の方から、小池川の氾濫によってですね、今回、原地区の方が浸水した原因の1つとして、鍋シ川側の道路が護岸より低いということも1つの原因と考えられております。その道路のかさ上げについては、今後また、検討していきたいと考えてますので、よろしくお願い致します。

それと、河内川についてもですね、堤防のかさ上げをですね、また要望していきたいと思っておりますので、町道沿い、林道沿いになりますが、それも堤防のかさ上げを要望していきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

小池川の浚渫についてはですね、今現在、なごみの前、慎太郎がある角の所の部分については、県の方の予算が確保できたので、浚渫をするということ聞いておりますので、今後また、それも含めまして要望していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

3番、高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦君)

再問致します。再々問ですかね。

地元住民の話では、このような浸水被害は60年ぶりとか、40年ぶりとか言っておりましたが、気象庁の統計でも分かるように、この地球温暖化により、ゲリラ豪雨が年々、増えてきております。台風もますます大型化されてきております。それによって被害も当然、大きくなっております。今までのような復旧工事ではなく、先を見据えた上での計画性を持った対策工事を行っていかねばならないと思っておりますが、執行部の考えをお聞き致します。

議長

(今宮 裕明議長)

北川総務課長補佐。

総務課長補佐

(北川 晃彦総務課長補佐)

お答えします。

先ほども申しましたように、関係機関と、より関係を密に持って、協議や要望活動を行っていききたいと思っております。よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

3番、高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦君)

よろしく申し上げます。今までのような、元に戻すという復旧工事ではなく、やっぱり、これから起こるであろう、強化していくような、計画性を持った復旧工事をよろしく申し上げます。

質問3に入っていきます。小池川の波による浸水被害対策について質問致します。今回は、先ほど同僚議員が言ったように、台風時に満潮に重ならなかったのが不幸中の幸いでありました。それでも一部、波による浸水被害が起こっております。満潮と重なっていたら、波による浸水被害も多く被害が起こっていたと思われれます。今まで小池川については、浚渫工事、堤防のかさ上げ工事、水門を造ってポンプで汲み出す、その他諸々、提言してきましたが、執行部も努力はしてくれているんですけども、全て不可能に近いということでしたが、今の伊吹課長の話では、浚渫工事は、予算、なごみの端ですかね、あそこは取れたということで、よかったと思っております。しかしながら、台風による浸水被害も、毎年というほど起こっております。少しでも被害を少なくするために対策を取らなければなりません。そこでまた、新しい対策案を提案致します。この波による浸水被害ですが、原田製材所周辺の浸水被害は、大半が波による浸水被害であります。郵便局近くに、通称、太鼓橋という橋なんですけれども、昔は波を止めるために使っていたのかどうかは定かではありませんが、角落としを入れるような仕組みになっております。それを利用して波の頭を抑えれば、少しでも浸水被害は軽減されるのではないのでしょうか。お考えをお聞き致します。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課  
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

小池川の波などによる浸水被害対策についてですが、小池川の高潮による対策については現在、模索中です。今年度、室戸土木事務所や安芸土木事務所と対策について協議を致しましたが、一番、効果的な対策としては、小池川の河口付近に水門と排水ポンプを設置すれば、高潮による浸水は防げると考えられます。しかし、設置費用が2億から3億程度掛かることから、財政的には難しいと考えています。先ほど高島議員が指摘された小池川橋の水門に付いている角落としですが、経費を掛けない効果的な対策

として検討する中で、角落としの設置案を考えましたが、波の影響を抑えることができましても、流木等が挟まった場合に流れを阻害し、二次災害等を引き起こす危険性もあることから、今後はですね、専門業者等のアドバイスを聞きながら、慎重に対策をしていかなければならないと考えています。よろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)  
3番、高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦君)

今の伊吹課長の答弁を聞いておりますと、また、この太鼓橋の波落としのための角落とし、いろいろ問題があって、なかなか難しいように聞き取れました。しかしながら、毎年、台風は来ております。その都度、大なり小なり被害は出ております。この小池川の浸水被害については、10年以上調査、少しの浚渫工事はしてくれても、具体的に被害を少なくするための対策は行われておりません。少しでも被害を少なくするために努力、研究をし、対策を取っていくのが、行政側の仕事だと思っております。今後とも、1年でも早く、この問題が解決できるような、一層の検討、努力をお願い致します。

続いて、4番目の質問に入らせていただきます。玉泉寺横の川の水門について質問致します。この水門であります、台風時のゲリラ豪雨の際、川の水位が、水門を開けてある所以上に水位が上がったため、川の流れを堰き止めるような状態になってるのを気付いた住民が、このままでは八幡宮付近の、上ですね、住宅が浸水するのではないかと思い、消防の方に連絡、水門を全開にしてもらうことにより、水位が下がったということを知っております。このようなゲリラ豪雨の際には、水門を全開にしておかなければ、住宅などの浸水被害のおそれがあります。通常、全開にしておいても、この水門に関しては、問題がないように思われます。普段は全開にし、緊急時、またいろいろな対処をするときに調整をする、普段は全開にしておくというようなことはできないでしょうか。お聞き致します。

議長

(今宮 裕明議長)  
北川総務課長補佐。

総務課長補佐

(北川 晃彦総務課長補佐)  
お答えします。

小池川新水門につきましては、常時、全開にしても問題はないと思われ  
ますので、管理を委託している消防団へ対応をお願いしたいと思います。よ  
ろしくお願いします。

議長 (今宮 裕明議長)  
3番、高島俊彦君。

3番議員 (高島 俊彦君)  
ありがとうございました。よろしく申し上げます。  
それでは、5番目の質問に入らせていただきます。平成26年度の津波避  
難路の進行状況について質問致します。中町地区の真乗寺の避難階段、  
浅宇津地区の避難路、中町2区と原地区、中川さんのところの畑の上に置  
かせてもらうという、防災倉庫の整備工事はどうなっておるのか。また、甲  
浦東地区の誘導灯の未設置の所が1件あります。その設置計画はどうなっ  
ているのか。お聞かせ下さい。

議長 (今宮 裕明議長)  
長崎総務課長補佐。

総務課長補佐 (長崎 正仁総務課長補佐)  
高島議員のご質問にお答えを致します。  
まずですね、ご質問の中町地区と甲浦西、浅宇津地区の津波避難路整  
備を含めまして、今年度は6箇所の整備を計画しておるところであります。  
まず、現状では、池地区と河内小川原地区の津波避難路整備に着手をして  
いるところでありますけれども、中町地区の津波避難路整備工事につきまし  
ては、8月の26日に入札を実施しましたところ、不調という結果になってお  
ります。不調というのは、工事を請け負う業者がいなかったという結果とな  
っております。今年度ですね、整備予定の中町地区、甲浦浅宇津地区、あ  
と、河内玉泉地区、甲浦東のウグイス谷の4箇所の津波避難路整備の発注  
時期につきましても、こういう状況ですので、土木業者の請負状況を見極め  
ながら入札を実施したいと考えております。  
次に、防災倉庫の設置につきましてですけれども、今年度、中町地区と  
生見地区の津波避難タワーの防災倉庫の新設と、先ほど高島議員がおっ  
しゃっておいりました、原地区の防災倉庫の移設を計画しております。生見地  
区のですね、津波避難タワーの建設工事が現在、まだ未完成であります。

その工事が完成次第、その3つを一括して発注するように計画をしておるところです。

最後にですね、津波避難誘導灯の設置につきましてですが、ご指摘の甲浦東地区をはじめまして、今年度は、甲浦地区20基と野根地区5基の設置を計画しております。速やかに入札の方へといきたいと考えております。以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)  
3番、高島俊彦君。

3番議員 (高島 俊彦君)  
再問を致します。  
今の答弁を聞きよったら、自分が今、質問した避難路、避難倉庫、防災倉庫ですね。26年度中に、工事に掛かれるかどうかというのも定かではないという状況ですかね。計画はしておるが、掛かれるかどうかは、入札してみなければ分からないというような状況ですかね。もう一度、お聞き致します。

議長 (今宮 裕明議長)  
長崎総務課長補佐。

総務課長補佐 (長崎 正仁総務課長補佐)  
高島議員の再問にお答えを致します。  
そういったですね、マイナスな考え方じゃなくてですね、せっかく、26年度予算で議会の承認もいただきまして、予算も付いております。住民の皆様も津波避難路は、まだか、まだかという状況というのは十分、分かっております。今年度中に完成というのを、それは前向きに目指して、来年度に転かしたらいいとかですね、そういった考えというのは持っておりません。今年度中に実施をしていきたいと思っております。以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)  
3番、高島俊彦君。

3番議員 (高島 俊彦君)  
再々問ですよね。  
その今、長崎課長補佐が答弁してくれました。マイナスの考えではないん

ですよ。自分たちは、この津波避難路工事に関しては、時々住民より、いつできるのかというような問いがあるんですよ。その都度、執行部の方にお聞きしよるわけ。執行部に問い合わせ、答えは関係する地区民に返しておりましたが、最近では、その答えを返すことができない。というのも、時々答えが変わるんですよ。その時期になっても、工事に掛かれない状況なんですよ、今ね。当然、台風による被害のための工事がいろいろあるのかも分かりませんが、いつ頃から始められますと、聞かれた我々は返すんですよ。そのとき、いつ頃いうて、明日、明後日掛かりますとは言いませんわよね。何カ月経って、何カ月後とか、今でいえば、12月頃からというような答えを返してくれるんですよ。それを、そのまま地区民に返すんですよ。いつ頃から掛かってくれる、26年度中にはやりますというような答えを、我々は返す。その都度に、そのときに始めてなかったら、この浅宇津でもそうですよね。前向きな考えでいてくれるのか分かりませんが、25年度が26年度に転んだんですよ。そうしたら、そのときは、26年度は必ずやりますというようなことを、我々は返すんですよ。今の状況であれば、26年度工事に掛かるか、掛かれないか分からない状況でしょ。そういうことを言っているんですよ。この前向きに、いつから始めるや、いつ頃やりますというようなことやなしに、もうちょっとこう、住民に誠意を持った答えを返すようにしてもらいたいという、ちょっと、もがりました。これで、再問を終わります。私の質問を終わらせていただきます。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

高畠議員にお答え致します。

土木業者のですね、請負状況を見極めながら実施したいというふうにお答えしておりますけれども、当初予算が可決された段階でですね、4月から発注時期を公表してっております。これは、町内の業者の方にも、一覧表もお渡ししておりますし、9月ぐらいになる、10月ぐらいになると、土木業者の方の受注のめども立ってくるということで、当初予算として、9月議会が終われば、それを見直ししてですね、発注済みの工事、これからの工事、あるいは追加したもの、削除したもの、変更もして参りますので、常にインターネットと一覧表についてはですね、公表していくというふうにしておりますので、できないとかですね、そういうようなことではございませんので、常に情



報は公表していておりますので、その辺のところでご理解をしていただきたいなと思います。よろしいでしょうか。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

高島俊彦君の質問が終わりました。

続いて、田島毅三夫君の質問を許します。件名は、台風や雨風に対する防災対策について、他5件であります。答弁者は、町長以下、担当職員となっております。田島毅三夫君、質問を始めて下さい。

7番議員

(田島 毅三夫君)

今、高島議員の、最後の再々問であります。これはね、間伐に関していったら悪いですが、町が間伐の事業も約束しておりながら、切らなかったというようなことが多々ありましたからね、そういう意味からも言ったんだと思っております。私が思っているのに、それでいいやろ。それでは、一般質問、6点、通告してあります。

1つ目から入らせていただきます。台風や雨風に対する防災対策について聞くという質問でございますが、もうね、ほとんど終わりました。先ほどからの皆さんの質問の中で、残っている分だけ少し質問させていただきたいと思っております。確かに原因究明ということは私もありましたけれども、これはあの災害時に、私が役場に来たときは10何人おりましたが、あれだけ詰め込んで、いろいろと対応してくれましたが、そして、朝の質疑でも240何万でしたか、それに対する質疑をしましたが、ところが、そういうことをしながら、今後の原因究明と対応策を練ったのかと、こう質問したときに、担当職員から返事がなかったんですよ。そういう意味からも、再度、私はきちんとあなたたちの目で、体で原因を究明して、そして、集まったグループできちんとした今後の対応を取ったのか、そして、もし、できておれば、その計画をといますか、対応策をお聞きしたい。これが1つ目でございます。

それからですね、あとは飛ばします。全部、言ってくれてます。この2番目を質問させてもらいますが、これも少し質疑を質しましたが、今回の被害データもですね、床下浸水が報告されていない被害がたくさんあると考えております。被害報告を住民全体に求めてですよ、今回のように、全壊、半壊、あるいはまた床上、床下だけ、そういうことでなくて、全ての被害状況を住民さんに求めたらどうか。風害もあります。漁船の被害もあるでしょうし、山の崩れ、あるいはまた果樹の倒壊等もあると思っておりますが、そういう全被害

を、大きいのも、小さいのも含めて、全て統計をいただいて、それを県へ報告しておく、こうしておいたらですね、県の方にとっても、東洋町の被害状況がよく分かるんじゃないか。それによって、今後の補助金の上積みでもあるのではないかと、甘い考えですが、そういうことも考えます。今後、そういうような対応ができないか、1つお聞きしたいと思います。

それからもう1つ、これも担当職員にお願いしてありましたが、いまだに返事がありません。今後、想定外の災害防止のためにもですね、危険区域は先ほども報告がありましたが、指定された分もありますが、そうではなくて、危険区域に指定されていない部分、例えば、家の上の山の谷とかですね、道淵とかね、そういうところの危険箇所の点検といいますか、診断といいますか、そういうものを、何とか県の方でやっていただけないかという提案をしております。そうすると、担当職員は、県の方に連絡してありますので、まだ返事待ちですということでありましたが、返事は来たかどうかお聞きしたいと思います。

それからですね、今、小池川の浚渫が出ていました。慎太郎の分でございます。これも私は質問に入れてありましたが、それは省きまして、この小池川の慎太郎付近の浚渫についてお聞きしたいと思いますが、これは県の予定は、慎太郎周辺だけでございましょうか、お聞きしたいと思います。私の考えでは、小池川全体をやらなければね、鍋シ川からの、弁天さんまでのあの間の葦とか、堆積物、一切合切を全てやらなければ、水が流れない。そういう意味からも、一部をやっただけでは意味がないという考えを持っております。そういう意味からも、全流域をやってもらいたいが、これは、県の方の方針はどういう方針でしょうか。お聞きしたいと思います。

それから、最後の4番目の中に、勧告を出して、今回、全世帯に避難勧告を出しました。ただ、その中で、今回は明るいうちでしたから、そういう大きな問題点はなかったんですけども、警告を出しても、雨中1人で避難できない人の確認と、そして支援、これはどう対応したのでしょうか。これは消防団に任せたのか、町職員さんは、私が庁舎に行ったときには統計を取るのにいっぱい、現場へ来てくれませんでした。町はどのように対応したのか、お聞きしたいと思います。そして、こういうときこそですね、各地区に100パーセント作られているといいます、自主防災組織の補助活動が大事になるのではないかと。そのための自主防災組織やと思うんですが、この自主防災組織が動いたのでしょうか。あるいはまた、その対策本部と連携を取ったのでしょうか。その点をお聞きして、1問目を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)  
北川総務課長補佐。

総務課長補佐

(北川 晃彦総務課長補佐)

田島議員の質疑にお答えします。

自分の方は、2番目の、今回の被害データ等々について答弁させていただきます。被害状況につきましては、住民の方、または関係団体から様々な報告を受けております。この情報については、各担当課の方から高知県など関係機関へ順次、報告されております。それとですね、危険診断のことですけれども。(議席より、産建課の職員さんをお願いしたいと発言あり。)自分の方で把握しておりますのはですね、土砂災害における危険箇所等については、箇所等の設定、指定につきましては、高知県の管轄になります。本年度、土砂災害警戒区域の設定に関する調査が行われることとなっております。調査箇所につきましては、野根地区、野根小学校付近とのことです。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

私の方からは、小池川の浚渫等についてですが、当初、室戸土木の方と協議していたのは、慎太郎にある堆積した土砂の取り除きをお願いしておりました。その後、浸水被害がありましたので、今後はですね、全面的な浚渫も含めて、要望は行っていきたいと考えておりますので、よろしく願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)  
長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

田島議員の質問にお答えを致します。

4番目のところですが、今回ですね、先ほどから、執行部の答弁でありますように、局地的な集中豪雨によるもので、先ほど福島議員の質問にも答弁させていただいたんですけれども、避難勧告をですね、土砂災害警戒情報という気象情報が発表されましたので、それを受けてですね、災

害対策本部の方で避難勧告を発令したわけですがけれども、勧告よりも、もっと強制力の強い避難指示というものが発令された場合にですね、避難勧告よりも強く避難を求めるものでありますので、人に被害が出る危険性が非常に高まった場合に発令されるものですので、この避難指示というものが発令された場合に、住民1人1人の避難を確実にですね、完了させなければいけないという中で、田島議員のおっしゃるように、災害時の要配慮者の避難援助とか、災対本部と自主防災組織の連携によってですね、確実な避難誘導対策が求められるというふうに考えております。

それと、1番のですね、防災対策について協議をしたかということですがけれども、今回のですね、8月の台風を受けて、一番、協議したのがですね、避難勧告、避難準備情報ですとか、避難勧告、避難指示等の発令の基準ですね、それについて、地域防災計画の中身もですね、見直しもしまして、確実にですね、住民の皆さんに避難誘導ができるようなことを話をして、避難勧告等の判断、伝達のマニュアルについても話し合ったところでございます。それが一番の今回の台風被害を受けての協議事項というふうになっております。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

何点か再問させていただきます。

今、課長補佐から、そういう答弁がございましたが、1つ目のですね、協議したら、その結果のデータが欲しいです。議会終わり次第、いただきたいと思えます。そのデータ。それから、今の慎太郎の川底の浚渫についても、これはもう1つ追加、提案といいますか、お願いしておきますが、前にも何回もやりましたね。しかしながら、あの葦というのは、少しでも根が残ったら、また、たちまち増えます。どうせやるなら県にいて根こそぎ底からやってもらうぐらいの、完全に根絶やしするぐらいで取らなければ、また数年経ったら元になります。これは1つお願いしておきます。

それからですね、この防災組織との連携というのは、今回、ほとんどできていなかったと、私は受け止めておりますが、今後、この防災組織と町の対策本部、それから、こういう対策についてのですね、今後の復旧等についても、防災組織を十分に検討しなければいけないと思えますが、そういうことでも連携を取るように、システムを作っていたいただきたいと思います。以上、こ

のデータ等、また、よろしくお願ひ致します。課長さん。これで1問目は終わっておきます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

引き続き、質問を続けて下さい。

7番議員

(田島 毅三夫君)

2問目の質問に入らせていただきます。

8月31日に、毎年、行われております防災訓練が行われました。これは聞けば、町内64箇所の避難場所のうち、33箇所で訓練が行われたと、こう聞いております。参加人員は約540名。しかしながら、そのグループ、グループから、ほとんどその問題点やら、今後の対策についてという、前向きな報告が上がっていなかったと、こう聞いております。なぜ、自主防災組織を主体にして訓練をしないのか。これは、町長もほんまに耳にタコができておりますが、もう一遍、聞いていただきたい。町が主体でなく、あくまで逃げる住民が主体者であります。逃げる避難場所に避難する実践訓練を行えと提言しているんです。また、自主防災組織は100パーセントできておりますけれども、その活動体制が確立しているところは、ほんの一部です。いざというとき、統制の取れた活動ができないことになります。今回を教訓に、各防災組織を一番、避難所ごとのグループで再編成し、責任者との連携体系を明確にして、各グループごとに普段から食料や水の確保、全天候に対応できる体制や、グループ内の共助など、防災と避難活動について話し合い、グループごとの防災マニュアルを策定し、訓練のときには、その計画に沿って避難訓練を行い、参加人数や問題点などを把握して、町災害本部と連携を取ることが大事と考えますが、いかがでしょうか。その訓練の中で、階段が高いとか、狭いとか、弱者をどうやって共助するか、冬の夜や台風のときなど、どうするか、病気やケガをすればどうするか、避難路に家や電柱が倒れればどうするかなどの、そういう問題点について、グループごとの個別の問題を話し合いしていく。こういう体制を取らなければならない。そのためにはまず、動ける男性を責任者にした、しっかりとした自主防災組織体制を整えて、実践に即した訓練を行えと提言したいと思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

2つ目でございますが、町長は全職員に出務を命じて、各避難所ごとに担当職員を付けて、自主防災組織と連携して訓練に当たり、各組織ごとの意見や問題点を聞き取り、今後の対応をすべきであると考えますが、いか

がでしょうか。また、対策本部は本町に置き、野根、甲浦の2支部は打合せどおりの職員を直行させて指揮を執るという、実践に即した緊迫感のある真剣な訓練を行うべきである。総指揮官、町長の決断をお聞きしたいと思えます。これが2つ目の質問です。

議長

(今宮 裕明議長)  
長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)  
町長へということですが、まずは私の方から、田島議員の2つのご質問に対してお答えを致します。

まず、1つ目ですが、各自主防災組織のですね、組織体制についてのご提案ということですが、これまでもご対応して参りましたとおり、自発的にですね、組織した団体であります。各組織に活動についてはお願いしたいと思います。ただですね、田島議員からのご提案のとおり防災活動へと取り組んでいくことが理想と考えておりますので、防災担当の私他、県からのアドバイザーの派遣制度もあります。そちらの方も活用しながら、ともに活動できればと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、職員の防災訓練についてですが、8月31日の町内一斉津波避難訓練終了後にですね、町職員を対象としました、災害時における初動体制と情報伝達訓練というものを実施したところであります。訓練内容につきましては、田島議員のおっしゃられたとおりの内容で訓練を開催しております。今後もですね、定期的な職員の防災訓練を実施していくよう、計画したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。(自席より、休憩を求める発言あり。)

議長

(今宮 裕明議長)  
暫時、休憩します。  
(休憩時間: 14時56分)

議員より、自主防災組織と連携が全く取れていなかったというのは語弊がある旨、申し出あり。

休憩前に引き続き、再開を致します。

(再開時間: 14時59分)

答弁、終わりですか。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

怒られるのを覚悟で、お答え致します。

訓練もそうでございますが、今般の豪雨につきましては、午前中にも答弁申し上げたとおりでございます。土、日、土、日というときに、職員の全員の招集を指示したところでございます。職員内の緊急時の連絡網というのはですね、機能をきちんとしておりまして、管理職は全員、直ちに本町に集まっております。職員もほとんど全員に近い方が参集をしております。状況調査と平行を致しまして、避難所確保と職員の貼付け、指示後に避難勧告を出したわけございまして、この避難勧告の判断も、先ほど担当の方からも言っておりますが、できるだけ明るいうちに判断をしたいというふうに考えております。と申しますのも、夜でありますとか、状況が遅れば人員が必要になってくるわけです。そういうような消防団員も限られておりますので、できるだけ早いうちに判断をするというふうにしてきたつもりでございます。それと、今回の場合はですね、予期せぬ時間帯での豪雨でございましたので、国交省からもですね、情報収集員として2名の派遣を受けております。そして、その職員も本庁舎で寝泊まりをしております。私の反省点と感じましたのは、やはり緊急時にですね、指揮系統につきまして、消防組織との連携強化がもっと必要であるかなというふうに感じております。その後に消防団長とも確認の協議をしたところでございます。職員間におきましては、普段はですね、組織と職員としての横の連携が重要であるということ、普段から申し上げてきましたけれども、緊急時におきましては、組織に縦系列の指揮命令系統の遵守と、職員1人1人には、危機意識を持った行動ができる職員の養成、組織として緊急時の任務についての自覚、また、住民間との苦情処理も含めました意思疎通につきまして、今後、更に緊張感を持った対応を求めて参りたいというふうに考えております。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

町長から、そういう答弁をいただきました。何点が再問させていただきます。

また、長崎補佐にお聞きしますが、確かに自主防災組織とは、名称を見ていただいても分かるように、自主的なものでございます。任意というのか、そういうものだと思いますが、しかしですね、これは、今後の東洋町、全国でも一緒ですけれども、この自主防災組織の活動いかんによって、体制によって、今後の防災が成功するかしないかというぐらい、自主防災は大事な組織なんです。だから、自主防災は民間のものだから任せてあるということではなくて、もし、そういうことが直接、命令できなければ、一緒になって話し合いをするということからでも入っていただきたい。そういう体制作りについて。そして、1つ1つの、体制できたグループ、グループで計画を練っていただくように共助、あるいはまた避難、避難後、そういうことも全部、計画をそれぞれ練っていただくようなね、そういう体制を作るように一遍、協議をしてもらいたい。答弁を求めたいと思います。それから、この必要があればということをおっしゃいました。これ、必要があるんですよ。これは認識を改めていただきたい。これは注意しておきます。それから、先ほど町長がおっしゃいました、体制を整えております、こうおっしゃいましたが、甲浦東地区でおったときも、2名の女性の方が統計しておりました。人数等。しかし、この方は臨時職員さんなんです。女性の方で。正職員さんではありませんでした。こういうこともやはりね、それならそれで、きちんとした正職員を充ててやるような体制を整えてもらいたい、そう思います。それから、今回は避難訓練でした。あるいはこの8月の被害は台風でした。しかし、いざ震災のときのことを考えればね、本町に本部を置いて、各野根、甲浦に防災支部を置くという約束になっておりますが、それなら、それで支部を指定して、そこに集まって指揮を執るといって、そういう実践に即した体制を取っていただきたい。これは、今後の課題として、是非、次の訓練から、それをやっていただきたい。それをお願いしておきます。私の考えるところによりますと、今回、不参加の人の多くはですね、たぶん、その他の避難所に逃げる予定であって、33箇所の決められた避難場所ではなく、自分たちそれぞれで避難場所に逃げる人たちであって、自分の逃げる場所でない、避難所の訓練に出ても意味がないと、こう取った人がほとんどだと思うんですよ。そういう意味からも、この自主防災組織の再編が成功すれば、町防災計画は、ほぼ完成するというぐらい考えております。逆に、これが成功しなければ、町防災計画は画餅になる。いつになったら、実践に即した実効性のある計画と訓練ができるのか、これは先ほどの質問となりますが、課長補佐から答弁があれば、ひとつお聞かせ願いたいと思います。以上です。



議長 (今宮 裕明議長)  
長崎総務課長補佐。

総務課長補佐 (長崎 正仁総務課長補佐)

田島議員の再問へお答えを致します。

自主防災組織の育成をという、ご提案ですけれども、以前からですね、この自主防災組織の育成につきましては、最重要課題であるということは認識しております、ということは答弁をさせていただいております。ただですね、やはり、行政側の方から声を掛けてやってしまうと、それだけで終わってしまうので、できればですね、自主防災組織の方からお声掛けをいただいて、こういったことを考えている、こういった訓練をしたいというふうなことをご提案いただいて、それによって支援をして参りたいと思います。実際にですね、そういった組織があります。今でもですね、やはり、自主防災組織の活動が低迷しているからということで、何人かが中心になってですね、ある地区はやっていただいております。そういうことをこれからも事例で取り上げていってですね、自主防災組織の士気というのを上げていかなければというふうに思っております。以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)  
大坂副町長。

副町長 (大坂 哲也副町長)

私の方からですね、8月31日に実施をしました訓練について、補足をさせていただきます。今回の訓練につきましては、職員については、どこそこへ行きなさいというような指示はしておりません。とにかく、自分が一番近い安全な所へ逃げて下さいということで、避難場所へ行っていただいております。それで、その訓練が終わったあとですね、災害対策本部を生見の本庁舎に置きまして、野根、甲浦支部ということで、野根支部の方は野根公民館、甲浦支部の方は甲浦小学校に支部を置きまして、そこから、本部に対して被害状況の報告訓練というのをしております。田島議員がこの2に書いてあるようにですね、確かに、こういったことで職員を直行させて訓練をしたわけですけれども、実際に訓練した中で、被害報告をしている間の職員が時間を持て余したりというようなところもありましたので、今後はですね、そういったところを検討して、実践に即した訓練にしていかなければならな

いというふう感じたところでございますので、今回の訓練を今後活かしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

再問といいますか、何をしておきます。もし、答弁があればいただきますが、今、課長補佐からありましたね、やはり住民さんといいますか、組織の方から声を掛けてもらいたいと。4回目になるかい。分かりました。副町長に謝っておきます。それは知りませんでした。申し訳ありません。

3問目の質問をさせていただきます。旧釣針製造工場の毒物処理の件について、お聞きしたいと思います。今回、長いこと掛かりましたが、やっと町費840万円を支出して、旧工場の毒物撤去を完了致しました。環境保全及び住民の安全のためには必要な処置であり、全額公費負担は仕方がないが、住民説明をはっきりとしておかなければいけない、こう思います。そういう意味から少し聞いておきますが、私の考えはですね、所有者不在の中では、抵当権者が土地、建物と同時に、毒物も含めた安全管理の責任を負うと、こういう考えでありました。ところが、それはなかなか、そういうことではないということでありましたので、直接、徳銀に処理を求めに行ってきました。あるいはまた考え方を聞きに行って参りました。そのときに、徳銀曰く、競売を3回行ったが落札はなかった。抵当権はあるが、所有者ではないと。所有権はない。あくまで処理責任は所有者にあり、抵当権者徳銀にはないという、そういう説明でありましたが、課長からも、物件の所有者が株式会社であり、解散すれば責任の所在が特定できず、請求先がないため、住民の安全と環境を守るためには苦しい選択ではあったが、町が処分せざるを得なかったと、こう説明がありました。これに間違いはないでしょうか。答弁をよろしくお願いいたします。

それから、2つ目の質問でございますが、9月末に徳銀が抵当権を放棄すると、こう聞きました、そのときに。その後、この建物の管理権はどこに移るのか。9月末ですから、まだ10日ほどありますが、その後、この管理権はどこに移るのか、ちょっと気になっております。今後、建物が老朽化し、周辺に危険が及んだとき、毒物処理同様、町が撤去若しくは危険防止管理をしなければいけなくなるのか。そうした責任まで町に出るのか心配しております。また万一、町費で取り壊さなければならなかったとき、土地の所有

権は町のものになるのか。そういうことも含めて答弁をお願いしたいと思います。課長お願いします。

議長 (今宮 裕明議長)  
光本住民課長。

住民課長 (光本 孔士住民課長)  
それでは、田島議員の質問にお答えしたいと思います。できるだけ短くお答えしたいんですが。

今回の撤去については、確認ということで、今、田島議員が言われたように、その中のですね、住民の安全という観点から実施したということでございます。続いてですね、抵当権のことについて触れられましたけれども、私というか、町の方へはですね、田島議員の話は別にして、外から入ってきた話というのはございません。それと、管理ということについてはですね、抵当権のことに関わらず、現状と変わらないと認識をしております。つまり、何かするためには、裁判所に対して清算人の選任の申立てを行ったのちに、ことを行うということになりますので、現状と何ら変わらないと。今回の処分についてはですね、繰り返しのようになりますが、大量に残された毒物、劇物といわれるものからですね、住民の安全を確保するというところでござります。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫君)  
今の状態から変わらないということであれば、結局、この建物が老朽して、周りに危険を及ぼしたということになれば、また東洋町がそれを撤去、あるいは修理しなければならないとなるんでしょうか。そこが一番、気になっておるんですが、そこを具体的にお聞かせ願いたい。まず、再問で答弁いただきます。

議長 (今宮 裕明議長)  
光本住民課長。

住民課長 (光本 孔士住民課長)

それについてはですね、今からどうこうという話にはなり得んと考えています。つまり、そういう状態が来て、特に、それぞれ個別に判断をすることもあるかもしれんということは考えていますが、今の状態の中で、将来的にどうする、こうするということは考えておりません。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)  
結局、この毒物の撤去がそういう状態やったんですよね。結局、抵当権者はいるけれども、所有者がいないと、だから仕方なく町がやったと。今いう、徳銀が抵当権者から外れて、それは所有者もいない、抵当権者もいなくなった。仮に誰か抵当権者となったとしても、徳銀とその新しい抵当権者入れ替わっただけの問題であって、内容は変わらない。そうなってきたら、周りに危険を及ぼすということになったら、最終的には町が処分することになるのではないかという心配をしているんですよ。もし、そのときになって考えるということですが、そうなったときにはですね、私は今後、民間の老朽住宅が危険になったりですよ、震災避難に支障が出たときなどは、所有者が不明、あるいは管理及び処理能力がない場合においてはですね、今回同様、土地の所有権はそのままにして、町が無料で、そういうことを撤去しなければならないという前例にはならないかという心配をしているんですよ。そういうことについて、課長、考えがあればお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)  
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)  
再問というか、お答えしたいと思います。  
今回、なぜ、町がやらざるを得なかったということについては、田島議員も質問の中で言われたように、現実に対処する者、管理する者が倒産した状態で、いないということが1つの前提にあります。通常の建物については、基本的には誰か所有者がいて、誰か管理する者がおるということになりますので、(議席より、釣針工場の分についてと発言あり。)それについては状況によって判断をしていかざるを得ないと考えているということです。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

田島議員、次の質問に移って下さい。

7番議員

(田島 毅三夫君)

それから、4番目の質問に入ります。

農業委員会が職務を遂行しないために監査請求を行った件について、お聞きしたいと思います。平成26年8月25日に、職務である町農業振興策を協議して、その企画案を町や農協、各農業関係者団体に提示して、全体で振興策を練るよう、そのリーダーシップを取ろうと提案して、1年間、提案し続けてきました。ところが、平成26年の2月の委員会において投票した結果、私の、その東洋町農業委員会は、町農業振興活性化について、審議しなければならないという、責任を果たしていこうということで、私が提案した。しかしながら、2月の委員会において無記名投票しました。その結果、私の意見に賛同していただいて、農業委員会はそういうことをしなければならないという人が2名でした。そして、反対者が10名でしたか。反対者が多数でありまして、結局、それが東洋町の農業委員会は今後、3条、5条等の許認可事務は行うけれども、その東洋町農業振興活性化策については一切、今後、検討はしない、審議はしないということが決定されました。そこで止むなく、以下の趣旨で監査請求を行ったものであります。町長の考えをお聞きしたいと思います。

1つ目に、現在、町の農業委員会は、委員会の職務である3点のうち、土地などに関する許認可事務の事務のみ審議しておりますが、他の2つ、農業振興活性化への立案、農業者代表としての農家相談などは審議しないことが投票によって議決され、委員会も年間5回しか開催されていません。許認可事務以外の他の2つの職務を行わないなら、他の委員会よりも活動が多いなどの理由を付けて1千円多く支給されている委員日当を3分の1に減額するようという監査請求を行いました。それが1つ目でございます。

それから、2つ目に、許認可申請現場の現地の事前調査を別の日に行い、日当を得ております、現状。しかし、私はそれを全員でやろうじゃないか。そして、当日に調査を行い、視察後、委員会を開催すれば、日当は1人役でいけるじゃないか。現行の形で行うなら、日当を半額にという監査請求を行いました。出しております。

そして、3つ目に、議事録は要約であります。大事な審議も真意が通じない状態になっております。昨日も委員会がありました。紛糾しました、そのこ

とで。そして、その議事録に載っていない、あるいは削除されている部分について、問題が多々ありましたのもで、それで平行線になったもので、テープを聞かせて下さいと、ここで皆さんと一緒にテープを聞きましょうということをご提案しましたが、テープは出さないと、そういうことで拒否され、紛糾したのであります。議事録の修正を求めても拒否する。これでは間違った議事録でも真実になって、詳細まで記録した議事録の作成を要求しています。このままでは、町農業委員会の議事録の内容が事実でないものにして、それが真実となって記録されていく。それでは大変だということで、私はこれを是正するようにということで、この3点を監査請求しております。これら3点の改正を求めて監査請求を行った。町長からこの3項目のうち、1及び2については許認可だけでなく、農業振興策も練れと委員会へ諮問し、3については、事務局職員に改善への指示を出す考えはないか、出していただきたい。もし、この3点が改善されれば、町農業活性化への道は明るくなりますし、また、監査請求の必要がなくなると思いますが、町長、お考えを聞きたいと思えます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

私の方から、田島議員の質問にお答え致します。

質問内容に誤解があるようですので、訂正をさせていただきます。1つ目の農業委員会が農業振興についての審議を否決したのは、田島議員が提案する耕作放棄地等への対策などについての私案であって、農業振興全般の相談業務等について審議をしない採決ではございません。

2つ目に、農業委員会の議事録について、ご説明致します。平成22年12月22日付けで農林水産省経営局長の通達では、個人情報保護条例等に留意の上、法令事務、農地法に基づく許可事務ですが、その審議過程の全てを要約することなく、詳細に記した議事録を作成しております。それ以外の議事内容については、明記はされておられません。また、法令事務を除く議事内容を要約から詳細な議事録に替えることについては、田島議員個人の意見でございますので、農業委員会組織として判断していくべきだと考えています。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

これは課長補佐、昨日、そのように報告されましたか。違いますか。いや、昨日、課長補佐おられましたわね。あなた、そういう報告したんですか。それはおかしいですよ。(自席より、昨日の委員会ですかと発言あり。)そうです。それは、そういう委員会ではなかった。これは、私は反論しておきますけれども、私が提案したことは、平成25年の9月に第1回の、選挙によって当選させていただいて、それから1年になりますが、その間、会合の度に私がたたき台を出して、町活性化振興策という自分なりの考えを出して、それをたたき台として提案してきました。これを皆さん、どうですか、私の1つの提案ですが、皆さんがいろいろ意見を出しおうて叩いていきましようという提案をしましたが、全てそれが反対をされて実行されなかったんですよ。そして、この2月の投票をしたときにも同じことを言いました。ところが、そのときに、それなら投票によって決めようということになったんですよ。そのときには個々の、1つ1つの、そういう問題についてではなくて、私の言っているのは、東洋町が、農業がこれほど寂れていっている、もうあと5年持たんとって、委員会自体が言っているんですから、委員自体が。それぐらい寂れている東洋町農業を、東洋町農業委員会が何とかしなければいけないでしょと、そのためにいろいろの振興策を図りましよう、審議しましようと言ってきたんですよ。そういう中で個々の問題がありましたが、私が言っているのは、振興策を練ろということなんですよ。それに対して投票したんです。その結果、今、私が言ったように賛成少数で決定されました。(自席より、議長と発言あり。)

議長

(今宮 裕明議長)

休憩します。

(休憩時間: 15時25分)

農業委員会の投票についてと活性化策の決定についての経緯の説明。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間: 15時25分)

7番議員

(田島 毅三夫君)

それは出席された課長補佐がよく知っています。そういう意見が出ました。他の委員が、それが出ました。それで私は言ったんですよ。テープを聞かせて下さいとね、議事録にはそのとおりに書いてあるんですよ。私の言ったことも、あるいは反対したことも、あるいは提案事項も全く載っていないんですから。削除されているんですから。だから、これでは話にはならないから、どちらが言ったことが正しいか、それであればテープを聞かせて下さいと。何回も、何回も。仕舞いには、委員長は大きな声でとえて、とえて、テーブルを叩いて反発をしました。しかし、それはおかしいんですよ。もし、それが、自分たちの言うことが正しいのであれば、テープを皆の前で聞かせてもらったらいいんですよ。どちらが正しいか一発で分かるんですよ。私が言ってきたのは、1つ1つの問題点は、10何項目、20何項目、30項目、いろいろ出してきました。しかしながら、それが全て東洋町農業振興活性化させるための1つのたたき台として出てきた項目なんです、箇条書きの。一例として出したものなんです。その1つ1つについてなんか、私は言っていないし、皆さんは田島の、そういう農業活性化については、もう止めましょうという話やったんですよ。そして、その証拠に、その投票が終わった後で、私が、次の会やったか、もう一度、ぶり返したんです。これは、私も反省しておりますが、一旦、決まったことをもう一度、ぶり返しました。そのときにある委員から、あなた、田島さん、一旦、投票までしてから決めたものをもう一遍、ぶり返すのかという、厳しい指導が出ました。そのとき、うちは反論したときに正副委員長の方から、東洋町のこの委員会は、もう、3条、5条の許認可しかないんだと名言があります。それもテープに残っているはずですよ。それを出して下さいと。どうしても出さない。だからもう一度、お聞きしますが、そういう、この、これは今、監査請求してます。ここで長いこと争うつもりはありませんが、こういう状態であります。何とか町長、改善していただきたい。この農業委員会の、この体たらくを。6千円ももらっているんですよ。他の委員会は5千円なのに。あなたが出したんですよ。お手盛りですよ。それなのに、仕事ある3つのうち、1つしかないんですから。これは、町長が答弁があればお聞きしたい。なければ結構です。

議長

(今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)  
田島議員にお答え致します。



以前にも、確かお答え致しましたけれども、委員報酬をですね、減額するという考えは持っておりません。

2番目の、事前調査についての方法についてでございますが、これもですね、農業委員会も独立した組織でございますので、選挙管理委員会同様、首長の意向の強制や関与を強めるということは避けなければならないというふうに考えております。事前調査の方法についても、その時々々の案件数や地理的な条件もあろうかと思っておりますので、委員会の主体的な判断に任せるべきというふうに考えております。

出務につきましても、自己の仕事に都合をつけて1時間の場合もあるかも分かりませんが、1日の場合もあるわけございまして、その日は忙しい仕事に空きが生じるわけでございます。議会議員も同様でございますが、非常勤ということでございまして、他の委員同様の支出でいいのではないのかなというふうに思っております。

議事録の件につきましてはですね、先ほどの課長の答弁のとおりであるというふうに考えております。他の委員会でもそのような対応をしているというふうに聞いておりますので、問題はないものと考えております。監査請求は、もう既に提出なされているというふうにお聞きしております。

7番議員

(田島 毅三夫君)

そういう無責任な答弁でございます、町長から。私はこういうことを諮問してくれと、諮問するということはできるんですからね。いくら独立した委員会であろうとしても、町長から諮問はできるんですから。それから、自分の部下である職員の対応については、指示も、命令もできるはずなんですから、やろうと思ったらできるんですよ。こういうことで拒否するというのであればですね。今後、国は、こういう農業委員会の改革ということで、もう解散という声も出ました。私も解散すればえいと思いましたがね。許認可だけやったら、職員さんができるんですよ。そして、国は農業委員会の選挙を止めて、町長が人選するという方向を決めているようでございます。農業委員会の使命も、責任も理解せず、職員の職務怠慢に指導もせず、町農業振興計画に企画立案への諮問1つできない町長がですね、誰が指名するのか。どのような人を指名するのか。呆れて物も言えない。こういうことすら改革できない町長であればですよ。

議長

(今宮 裕明議長)

田島議員、持論は結構ですので、質問して下さい。

7番議員

(田島 毅三夫君)

町長であれば今日、同僚議員が町長選へ出なさいと言いましたが、私は出て欲しくない、これは。こういう人が町長になってもらったら困る。こう言っておいて、次の質問に移ります。

町長の行政姿勢と非常事態宣言を問うという質問でございます。先ほどの農業委員会に対する農業振興政策の諮問1つできない町長であります。同じことを何度も言うのは嫌でございますけれども、人口減少、少子高齢化対策、農林漁業の衰退、観光商業の疲弊、失業対策などへの無策に対して、税や負担金、使用料等の増加は生活弱者を直撃し、困窮は度を極めております、現在の東洋町は。滞納あるいはまた国保税のことも報告がありました、県下1というようなね、そういうこともありました、そういう状況なんです。任期はあと1年ありませんが、27年度当初予算は、現町長によって組まれる。これらの対策を具体的にどうするのか。ここで、9月議会においてひとつ、披れきしていただきたい。どうでしょう、お聞きしたいと思います。

2つ目の質問になりますが、このままでは早晩、町は潰れます。東洋町非常事態宣言を発令して、職員、議会、住民が一丸となった町政浮揚対策、例えば、任命されても、意見も言わない、そういうメンバーでの委員会ではなく、斬新で一家言を持った人、偏屈でもいいと思いますよ。行動的で信念を持った人、そういう人材を集めた東洋町振興活性化対策委員会を立ち上げて、意見が百出し、ときには怒鳴り合ってもいいと思いますが、夜を徹するような熱のこもった会を立ち上げようではありませんか。そして、県外の企業や事業所へ乗り込んででも誘致や介護関係事業の立ち上げ、国や県の施設の誘引など、全力に改革に立ち上がってみようではありませんか。要するに東洋町を総立ちにする、活気を取り戻そうではないか。そういう提案でございますが、町長の意気込みといえますか、決意をお聞きしたい。

3つ目になります。その財源確保の1つに、町政が浮揚するまでの間で結構です。24年ベースで月額平均給与、職員さんのね、43万円と聞いておりますが、正職員給料や町長を除く特別職及び議員給料を期末手当に影響する基準額から、3級以下は5パーセント、それ以上は10パーセントのカットを提言し、町長は15パーセントの減額を求めたい。そうと思いますが、いかがでしょう。また、総額を決めて配分するという勤勉手当2160万円を通常勤務は当たり前として、賞罰をきっちりした査定をした上で、服務姿勢の

優秀なのみ与えるという、本来の勤勉手当に改正を求めたい。また、職員  
期末手当は約4700万円出ておりますが、減額した基準額に合わせて支  
給すれば、約350万円が浮くと考えられております。職員の退職金につい  
ては、市町村事務組合からの通達では、平成26年4月から27年3月まで  
は8パーセント、27年以降については13パーセントがカットの予定と聞い  
ておりますが、特別職の退職金額は聞いていない、減額は聞いていませ  
ん。そこで、町長などの特別職3人の1期退職金、計2450万円の全廃、若  
しくは50パーセントカットを提案致しますが、どうでしょう。それによっ  
て、全廃で年間612万円、50パーセントカットで306万円が節減できます。こ  
うした人件費削減によって、年間、計、約3411万円から3717万円の節減が  
可能と考えております。この財源を町振興策に注ぎ込めと提案したいが、町  
長の考えをお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答えを致します。

田島議員のですね、様々なご提案、毎回、ありがとうございます。ご提言  
を忠実に実現しようと思えばですね、町が破綻を致します。人間関係の構  
築も破壊されてしまうおそれが大ではないかと懸念するところでございま  
す。27年度予算の編成につきましては、現段階での防災対策予算を最優  
先しなければなりません、今般の地域活性化プラン支援事業の予算をま  
ず、倍増したいというふうにご考えております。六次産業に向けました準備段  
階として位置づけたいと考えているところでございます。今回の行政報告で  
も触れておりますように、自主的な取組をしている方々や地域を元気にする  
様々なアイデアにつきまして、その思いや目的、実現のために少しでも支援  
をしていきたい。そして、人材の発掘、育成にもつなげて参りたいと考えて  
いるところでございます。まだまだ、種をまく準備期間ではございますが、財  
政状況と国の地方活性化策や各省庁の地方創生対策の状況を分析しなが  
ら、予算編成につなげて参りたいと考えているところでございます。これまで  
にも何度か答弁を申し上げて参りましたが、本町での観光振興と産業振興  
という課題には、まずは、交流人口の拡大策が必要であり、観光振興協会  
の再建もしてきたところでございます。現在も様々な取組を自主的に、また  
主体的に取り組んでいただいているところでございます。そして、一例と致

しましては、昨年度はサーフィンの全日本大会の誘致に成功したということも、町の知名度を高め、町のイメージの一新からスタートしたいとの思いもあったわけでございます。光ケーブル事業によりインターネットの活用策についても徐々に浸透してきております。情報の迅速な発信は情報の共有を図り、近隣市町村との共存、協力態勢が促進されることとなり、交流事業等が一定の経済波及効果を生み出すこととなります。今後は情報の発信力が一層、重要になってくると考えているところでございます。また、このことにより、若い方々の町づくりへの関心度も高くなってきたと感じているところでございます。行政課題として優先すべき解決事案も多々あるわけですが、想定外ではございました海の駅の焼失、そして、その再建ということにも、多くの時間を要してきたわけでございます。今、軌道に乗りかけているという現在、また、若い方々の自主的なやる気が感じられる今のタイミングが、小さな事業や地域の取組について、このようなソフト的な支援策を拡大していく時期としては、財政的にも、また地方創生という課題に取り組もうとする情勢におきましても、ベストの時期だと判断をしているところでございます。予算の許せる範囲でのこともございますけれども、単独での活性化プラン支援事業が町独自の事業と致しまして、年々、倍増となるように拡充していきたいと考えております。当然にハード面の大きな事業費につきましては、財政的に国、県の事業導入や起債計画も必要となって参りますので、人材発掘やその時期も見極めながら、国や県とは有効な関係を維持して、更にご指導を仰ぎながら、予算の編成と健全な財政運営に努めて参ります。

2点目のですね、非常事態宣言でございしますが、これも、前にも答弁を申し上げましたけれども、本町だけの問題や課題ではなく、県下全体の問題でございまして、また、全国的課題となっている問題でございまして、全国知事会の非常事態宣言の提言効果が、今後の国の動向に地方活性化策、人口減少対策に与える影響が、大臣新設という情勢ともなったと認識を致しております。行政報告でも申し上げたとおり、国、県の政策にも期待をし、また、様々な懸念もあるわけでございます。例えば、道州制導入も1つでございましてけれども、関係機関とも協調した行動を取っていくことが大事であるというふうに考えております。

4点目ですかね、4点目は追加になっておりましたですかね。4点目のですね、委員会立ち上げでしょうか。様々な若いやる気のある方も、また、企業や団体からも様々な提言や意見交換もしているところでございますので、今現在、このような委員会を立ち上げるということにはならないと思ってい

おります。

項目の3点目でございますが、ご意見を承っておきますけれども、多様なご意見を持った方々もたくさんおられますので、その中で取捨選択をして、適正な判断をして参りたいというふうに考えております。田島議員のですね、人件費削減策もですね、1つの案としてお聞きしておきますが、退職手当につきましては、特別職も、一般職もですね、県内市町村で組織しております総合事務組合との関係もございます。単独での実行というご期待には、残念ながら応じることにはならないわけでございます。また、人件費と振興策とは、また別の問題であるところでございます。勤勉査定につきましても、県に準じてやっているつもりでございます。今後は更に職務の成果や勤務の対応も厳しくチェックしていきたいと考えております。また、そのような時代であることの自覚を職員には強く求めて参ります。現にですね、勤勉手当をカットした職員も数名ございます。一生懸命にやる者とやらない者との分別については、能力でありますとか、性格ということもございまして、まずは本人の自覚を促すことが大事であるというふうに考えております。私ども特別職のですね、職務はまず、町が財政再建団体に陥らないように、健全な財政運営に努めていくことが最重要であるところでございます。様々な財政規律の指数によりまして、財政再建に近づけば、ご提言のような人件費削減策もお願いをしなければなりません、給与体系もプラスのときも、マイナスのときも、現行維持も県の人勸に準じて実施をして参ったところでございます。次世代を担う若い職員たちを育成していくことも必要不可欠でございます。東洋町の歴史としましては、合併は昭和34年でございます。その後、財政再建団体に陥った経験しております。その再建団体から脱出したのは、昭和41年でございます。その間も諸先輩方の苦勞を我々は忘れてはなりません。また、現在はそのような段階とはなっていないのでございます。安易にですね、財政不安や情勢不安だけを煽ることは、この時代のように、役場に職を求める職員もいなくなってしまう。また、直近のような、ばらまきのような行政に回帰させてはなりません。各職員の生活を守っていく義務も、私どもには課せられているわけでございますので、今、職員に対しましては、見直すべきは公金を扱っているとの意識の促進を図り、厳しくその点を指導致しまして、脳裏に植え付けること、また、再認識もしていただかねばなりません。これまでも職務姿勢の改善を強く求めてきたところでございます。今後、更に勤勉手当の査定を厳しく反映し、その自覚を強く求めて参りたいと考えております。また、あれも、これもやらなければならない、やってほしいという様々な要望や事業もございま

すが、大きな事業は当然に、単年度では不可能ではございますので、少しずつ基金も造成し、3年間で3億円近い積立もして参りましたが、今般の他町村のような大災害に一旦、見舞われますと、不測の事態に要する緊急的資金として、基金の留保もしておく必要もございます。現在もですね、基金残高は、他町村に比しては、格段に最低の位置にあるわけでございますが、健全な財政運営を心掛けているところでございます。潰れることがないようにですね、施策も予算の許せる範囲での取捨選択、優先度を考慮した編成に努めて参ります。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

何点か順次、再問させていただきます。

うちは、こういうことは、なぜいうかという、まず、危機感を持ってもらいたい。町長が今いう、財政問題についての危機感を持っておると思っておりますが、私は東洋町が潰れるという危機感を持っているんです。そのための対応をお願いしているんです。これ1点言っておきます。それから、2人減額したと言いましたね、その今いう、勤勉手当については。しかしながら、今、東洋町のシステムは総額的な予算であって、システムであって、2人減ったら、2人分がまた別のところに回るとい、総額システムだと、こう聞いております。もし、そうであれば、これは意味がない。私は総額自体を下げなさいと。そのためには優良な人だけに勤勉手当を上げて、普通の人はそのままにしたらどうですかという提案なんです。もし、反論があればお聞きしたいと思っております。

それから、職員は退職金もそのように、27年、また、これから28年、13パーセント、最終は17パーセントになると言ったか、減額なると言ったか。こういう厳しい状況におかれております。是非、最高指導者であります町長がまず、範を示していただきたい。町長から範を示していただきたい。そういうことでございます。それから、光あるいは移住促進等が今後、町が発展させていくだろう、そういうことも言われました。希望的観測を言われました。しかし、大多数の住民さんが今、各基幹産業の人たちが今、どのような状態におかれているかね、全く先の希望がなくなっているんですよ。このことについて、もう少し言及が欲しかったと思っております。またの機会に致しすけれども、それから、無駄を省くということは大事でございます。そういう

意味であれば、これはまた、ブーイングが出るかも分かりませんが、例えば、防災センターもそうでございますね。それから、真水製造機もそうでございます。そういう無駄を是非、省いていただきたい。こういう浸水域にそういうものを建てるのではなくて、その施設をこの屋上に持っていったら十分なんですよ。そういうことも今後、考えていただきたいと思います。答弁はありますか、なければ6問目に移りたいが、してくれますか。お願いします。

議長 (今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)  
勤勉手当のカットはですね、2名ということではなくて、数名ということでございますので、もっと多いということでございます。そのようなこともですね、制度的に検討して、厳しく、今度はやっていかなければならないというふうに思っております。それと、何かあったですかね。(議席より、これは今後、前向きに検討して下さいと発言あり。)事業のことはですね、ちょっと触れましたけれども、大きな事業につきましては、なかなか財政事情が厳しい中で、起債残高との関係もございます。一気に大きな事業を一度にできないということもございます。その間に、いろんな財政状況、あるいは有利の方法、その間に基金を若干でも積立てて、これは中長期的な計画が必要ですので、その中で検討して参りたいと思っております。(議席より、防災センターと真水製造機のこともありますけれども、それは変更する考えはありませんかと発言あり。)今のところ考えておりません。

議長 (今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。残り時間、5分です。

7番議員 (田島 毅三夫君)  
最後の質問です。もうちょっと辛抱して下さい。  
芸東森林組合の間伐会計の不正について説明を求めるという質問でございます。6月議会では、平成24年度の間伐補助事業において、出ていないのに出たと日誌に書き込み、補助金を受けたり、町に返さなければいけない製材の売上げを取り込んだり、切ると約束しながら切らず住民に迷惑を掛けた問題を明らかにして、2議員に県を訴えたことと厳しく非難されました。町は、日誌に記入した組合指導員のことは顔も全く知らない、といういな

がら、その方が指導員として登録されてきたということそのまま認知をして、県へ補助金を申請したのであります。このような違法な事実を知らながら、組合に対して問題点の調査も、修正もさせず、その収益の返還も求めなかった。これは大変な問題です。これは、自治法234条の2の契約を履行するために必要な監督検査をしなければならないに反し、また、地方公務員法第29条の2項の職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合は懲戒にするとというまで厳しい規定があります。これに該当すると思われませんが、この法令違反について担当職員、あるいはまた町長はどうお考えでしょうか。

また、2つ目です。25年度の製品は製材したが、収入はなかったと報告がありました。これは5月、6月やったか、いただきました。しかし、45日間、230人役も掛けて挽いた製材が1枚も売れていない矛盾を突きますと、なごみに保管してあった、盗まれたなどと言い出しました。その不実を指摘すると、25年度に売ったが、代金をもらったのは26年度だったと言い出しました。では、6月議会で課長が答弁した、売れば納品書を出すので、納品書がないのは売っていないことになり、問題はないと言ったのは、虚偽答弁だったのでしょうか。そこを聞きたいと思います。今回の問題は、他の住民の分があるのに、2人の住民の購入分のみ、なぜか納品書が発行されず、町財源となる代金も支払われていない。こういう問題でございます。製材収入は町の収入になり、23年度は94万6千円、24年度は38万円売上がありました。なのに、25年度の収入は1円も上がっていないのを不審ともせず、調査もせず、そのまま不問にした職員及び正副町長の責任を質しているのであります。答弁がありましたら、よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課  
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

私の方から、1点だけ質問内容と関係ない内容がありましたので、訂正をさせていただきます。質問の2の下段にですね、また平成23年度は94万円とありますが、芸東森林組合が受託したのは平成24年度、25年度の緊急雇用、森林環境保全事業であり、平成23年度のふるさと雇用の間伐事業は受託しておりませんので、よろしくお願い致します。私からは以上です。



議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

この件はですね、既に訴訟中ということでございます。原告の1人は、田島議員でございます。被告は高知県、県知事ということになっております。係争中のことでございますので、関係する町としましても、お答えできないのでございます。責任問題につきましてのですね、その結果により判断を申し上げなければなりません、現時点で田島議員のですね、一方的解釈と判断に、ひょっとしたら思い込みによる主張もある場合もございますので、1つ1つにお答えすることはできません。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。2分28秒。

7番議員

(田島 毅三夫君)

切れたら言って下さい。課長に反論しておきます。私が言ったのは、23年度を羅列したというか、例に引いたのは、同じ事業の中で、もちろん仕方は違いますよ。日は違いますよ。しかし、同じ製材製品が23年度はこれだけ売れた、24年度はこれだけ売れた、それなのに売れていないという1つの例えで引いただけであります。それを理解していただきたいと思います。それから町長、そう言われました。確かに現在、1つは司法の場で争っております。1つは監査請求中であります。これはね、結局、次々にこういう問題が出てくるんですよ。行政の絡んだ事業の中で。これを私は、この問題を監査請求するまでの間に何度も注意してきたんですよ。それを全く聞かずにこういうことになっているんですから。私が言ったときに注意をして、修正しておれば、こういうことにはならなかったんですよ。それを何やらかんやら、ごまかしたり、嘘を言ったり、めっちゃめっちゃにしてきて、結局、とうとう、こういう状態になったんです。これはね、町長、またあるいは行政の職員さん、よく考えてもらいたい。今後、これから東洋町は、こういう事業、自分たちのミスがあった場合にしても、絶対にごまかしたり、自分たちの非は非として認めて、それから、きちんと修正して新たにやっていると、そういう法に則った、遵守した、そういう行政姿勢になっていただきたい。これはもう、答弁結構です。よろしくお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

田島毅三夫君の質問が終わりました。

以上で、本日の議事日程は全部、終了しました。これにて本日の会議を閉じます。これで、平成26年第3回東洋町議会定例会を閉会します。どうもお疲れさまでした。これにて議会放送を終了致します。

(閉会時間:15時58分)